

**暫定版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

**総務委員会記録**

日	令和2年6月12日（金）（第2回定例会）			
時	休 憩 午前9時30分 開議（午前11時38分～午前11時43分） 午後0時48分 散会			
場 所	第1委員会室			
出席委員	阿 部 智	麻 生 紀 雄	伊 藤 隆 広	秋 山 陽
	松 井 佳代子	植 草 毅	段 木 和 彦	川 岸 俊 洋
	米 持 克 彦	野 本 信 正		
欠席委員	な し			
担当書記	木 下 哲 央 島 村 清 香			
説 明 員	<b>総務局</b>			
	総務局長	山田 啓志	総務局次長	山田 隆裕
	総務部長	宮本 寿正	情報経営部長	松島 隆一
	総務課長	足立 憲彦	政策法務課長	大塚 暁
	給与課長	桑本 茂樹	行政改革担当課長	小林 崇
	総括主幹	濱木 功	政策法務課長補佐	吉岡 信康
	<b>財政局</b>			
	財政局長	小池 浩和	財政部長	橋本 欣哉
	資産経営部長	秋幡 浩明	税務部長	志村 和彦
	財政部参事（資金課長事務取扱）	赤坂 貴幸	財政課長	大畑 晃
	管財課長	石井 進一	税制課長	古山 一俊
	課税管理課長	高間 勝三	納税管理課長	久保木 敬一
	総括主幹	岡 武史		
	<b>こども未来局</b>			
	児童相談所長	桐岡 真佐子		
	<b>建設局</b>			
	花見川・稲毛土木事務所長	慈道 浩一		
	<b>消防局</b>			
	人事課長補佐	矢島 一		
	<b>議会事務局</b>			
	事務局長	深山 秀文	事務局次長	湊 信幸
総務課長	石井 美代子			
審査案件	議案第61号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号））（令和2年4月21日）中所管 議案第62号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号））（令和2年4月28日）中所管 議案第64号・専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号））（令和2年5月8日）中所管 議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管 議案第70号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について 議案第71号・千葉市職員の特種勤務手当支給条例の一部改正について			

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	諮問第1号・退職手当に関する処分についての審査請求について 請願第2号・市が責任を持ってさつきが丘住民を買い物難民にしないよう措置をとること、および私有地売却に当たっては市民生活優先の原則を厳守することを求める請願
その他	委員席の指定 年間調査テーマについて
委 員 長            阿 部            智	

午前9時30分開議

○委員長（阿部 智君） おはようございます。

ただいまから総務委員会を開きます。

委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

本日審査を行います案件は、議案7件、請願1件、諮問1件でございます。また、案件審査の後、年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

本日の委員会は、お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。本日は、1時から、この第1委員会室におきまして、ほかの委員会の開催が予定されておりますことから、当委員会は、12時30分頃までに本日の審査を終了する必要がございます。本日中に案件審査が終了しなかった場合は、15日月曜日に再度委員会を開催し、残りの審査を行うこととなります。

また、感染症対策のため、適宜窓を開け、換気を行うこととしますので、御了承願います。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

#### 議案第61号、議案第62号、議案第64号審査

○委員長（阿部 智君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第61号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分中所管及び議案第62号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分中所管並びに議案第64号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分中所管の3議案は、関連がありますことから、一括議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。財政部長。

○財政部長 財政部でございます。座って御説明をさせていただきます。

それでは、財政局説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第61号・一般会計補正予算（第1号）、本市独自の新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る専決処分のうち、所管について御説明をいたします。

なお、資料中のページ番号は、補正予算書の該当ページとなっております。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億736万円を追加し、総額を4,653億736万円とするものでございます。

その下の表は、歳入歳出補正予算の事項別明細書でございます。

款23・繰入金は、財政調整基金繰入金で、本補正予算で計上する感染症患者病床確保事業等の財源として活用する17億736万円を追加するものでございます。

続きまして、議案第62号・一般会計補正予算（第2号）、新型コロナウイルス感染症患者等への対応に係る専決処分についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億円を追加し、総額を4,655億736万円とするものでございます。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

事項別明細書でございますが、款20・県支出金は、目2・衛生費県負担金について、救急医療確保事業負担金収入を8,250万円追加するもので、その次の款23・繰入金の財政調整基金繰入金1億1,750万円と合わせて、宿泊療養施設運営事業の財源として活用するものでございます。

2ページをお願いいたします。

議案第64号・一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,005億8,808万7,000円を追加し、総額を5,660億9,544万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳入ですが、款19・国庫支出金、項1・国庫負担金は、目1・民生費国庫負担金について、1の施設型給付費収入を619万8,000円、2の地域型保育給付費収入を1,819万5,000円追加し、保育料減免支援事業を実施するものでございます。

款19・国庫支出金、項2・国庫補助金は、目1・総務費国庫補助金について、特別定額給付金給付事業の実施に伴い、989億円を追加するものでございます。

目2・民生費国庫補助金は、1の生活困窮者就労準備支援事業費収入について、2,000万円追加し、自立相談支援事業を実施するもので、2の障害者総合支援事業費等収入は、557万1,000円を追加し、障害者施設感染拡大防止対策事業を実施するものです。

3の保育対策総合支援費収入は、1億3,757万9,000円を追加し、公立保育所感染拡大防止対策事業ほか2事業を実施するもので、4の子育て世帯への臨時特別給付金支援事業費収入は、12億1,000万円を追加し、同事業に活用するものでございます。

5の子ども・子育て支援交付金収入は、子どもルーム感染拡大防止対策事業に活用するため、1億1,541万2,000円を追加し、6の生活保護法施行事務費収入は、保護施設等感染拡大防止対策事業に活用するため、915万3,000円を追加するものでございます。

目3・衛生費国庫補助金は、精神保健福祉事業費収入を3,750万円追加し、心のケア支援事業を実施するもので、目6・教育費国庫補助金は、感染症対策事業費収入を74万1,000円追加し、市立学校感染拡大防止対策事業を実施するもので、目7・消防費国庫補助金は、消防施設費収入について、225万円追加し、救急活動時感染症拡散防止資機材を導入するものでございます。

次に、款20・県支出金、項1・県負担金は、目1の民生費県負担金について、1の施設型給付費収入を309万9,000円、2の地域型保育給付費収入を909万7,000円追加し、保育料減免支援事業を実施するものでございます。

次に、款23・繰入金は、財政調整基金繰入金で、本補正予算の財源として活用する1億1,329万2,000円を追加するものです。

なお、財政調整基金繰入金につきましては、議案第67号・補正予算（第4号）のほうで地方創生臨時交付金等に財源を振り替えておりますので、詳細につきましては、そちらで後ほど御説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） これより質疑に入りますが、委員改選後、初めての案件審査となりますことから、委員の皆様申し上げます。御質疑等に当たりましては、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は、答弁を含め、おおむね30分以内で

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

お願いいたします。

それでは、御質疑等ありましたら、お願いいたします。川岸委員。

○委員（川岸俊洋君） それでは、個別具体的なことについては、さほど聞くことはございませんので、年度当初から、こういう形で専決を3回にわたって行われるなど、異例の財政運営であったと思われるわけですが、国からのお金というのも潤沢にこういう形で来るわけですが、そういう中で、この財政運営において苦勞されたといいますか、苦慮されたといいますか、留意されたといいますか、そのあたりについて、特段こういう点が大変だったということがあれば、お示しいただきたい。それのみです。

○委員長（阿部 智君） 川岸委員、一問一答でよろしいですか。

○委員（川岸俊洋君） 以上で終わりです。

○委員長（阿部 智君） 分かりました。財政局長。

○財政局長 いろいろあったんですけれども、私も財政経験は長いんですが、この2か月半で5回の補正予算を組んだというのは初めての経験でして、やはり全庁からそれぞれの情報収集をしっかりとした上で対応しなければいけないんですけれども、やはりなかなか国のほうの動きもばらばらでして、各省庁が縦割りの部分がございます、そういう中で、情報がなかなかしっかりと取れなかったという中で補正を組まなければいけないというのが1点。

それと、もう一点は、市単独の事業をやっていく中で、短期間の中で補正予算を組んでいきますので、テナント支援金も含めて、どれだけの財政需要があるのかという見込みのところ非常に、走りながらやってきたというところ、これは大きな問題ですので、9月、12月までの間に執行状況をしっかり我々として把握した上で、必要があれば、財源更正をするなりということで対応していくということで、やはり今まで経験したことのない異例な補正予算編成をしてきたという状況にあります。

○委員長（阿部 智君） 川岸委員。

○委員（川岸俊洋君） そういうことを想像できる内容でございますけれども、いずれにしても、今、局長のほうからおっしゃられましたけれども、現場のニーズというものをどう吸い上げて、それに対して的確にどう組めるかというあたりが一番大変なところだと思いますので、執行する側とよく連携を取っていただいて、的確な財政運営に今後も取り組んでいただきたい旨を申し上げて、終わります。

以上。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。松井委員。

○委員（松井佳代子君） 1問のみ、お願いいたします。

今回、総額が17億円というところで、最初、財政調整基金を活用して単独事業として始まったわけですが、それに関して、交付金の総額について、何か見通しはあったのでしょうか。そこだけ、お聞かせください。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 国の交付金の活用につきましては、当初、市の単独事業を実施するに当たりまして、活用を検討いたしましたけれども、その時点では、国の交付限度額だとか、交付金の使途、使い道、その辺が明確に示されておりましたので、後日の財源更正を念頭に、財政調整基金を活用しております。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

見通しがあったかどうかということですが、見通しがあったわけではございませんで、実際に対象事業費は単独事業で約42億円積んでおりまして、17億円よりもかなり大きい金額となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 松井委員。

○委員（松井佳代子君） 分かりました。

とにかく今必要なものをというところの観点から、先にいろいろ単独事業を組まれたのかなと思うんですけれども、今後もまた補正予算が成立しますし、非常にタイムリーにいろいろなものが出てくるとお思いますので、しっかりと国のほうの交付金の状況を見て、また執行していただきたいとお思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いします。

財政を執行するに当たっては、議会の議決が必要なわけなんですけれども、こうちよくちよく専決処分をする、しなければいけないということもあったのかもしれないけれども、我々議会としては、臨時議会をいつでも開く用意があったのに、それを投げかけなかったのはなぜか。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 昨日も、ちょっとそういう話になりましたけれども、国の経済対策、あるいはうちのほうの独自の支援策など、いずれも、現下の状況などを踏まえると、早急に実施する必要があったというのが1点で、さらに執行部側としても、感染症対策に全庁一丸となって、今、取り組んでいます。それで、平時とは異なる体制での業務を余儀なくされているということ。3点目は、職員間、あるいは議員の皆様方の中での感染予防にも配慮する必要があったということで、4月、5月については、専決予算で処理をさせていただいたということでございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 感染予防に配慮があったと言われると、ありがたいと思う部分もあるんですけれども、しかし、議会として、やはり予算をきちんと議決して、市民のためにいろいろ仕事をするという基本のために、我々は議員になっているんですよ。市民から税金で報酬も頂いている。それを、3回も4回も袖にされるというのは、やはり議会に対して、感染症の配慮ということにはとどまらない。やはりきちんとそういうことに対して、市長の側から議会に説明があるべきであったのではないだろうかとお思いますけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 今、委員から出たことは、おっしゃるとおりで、我々としても、しっかり議会の議決をいただくべきというのは非常に重要でしたけれども、やはり先ほど言いましたような理由から、やむを得ず、そうさせていただいたということでもあります。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 言葉を返すようなんですけれども、早急にやらなければいけないということについては、議会も同じですから、そこは理由にならないとお思います。

次に、財政調整基金の繰入れを行ったということは、やはり財政調整基金の基本的な用途にあるように、臨時、緊急に必要なだということ使った、繰入れをしたということよろしいん

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ですか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 財政調整基金でございますけれども、その用途としましては、例えば、経済事情の著しい変動などによる収支不足だとか、災害によって生じた経費、減収など、やむを得ない理由によって生じた経費の財源に充てることができるということでございますので、今回、そういうことで充てさせていただいたものでございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） よく分かりました。そういうことで、財調の位置づけというのはあったんだろうと思います。

それから、県支出金が幾つかありますけれども、これは、国の事業を補完するものですか。それとも、県が独自にコロナ対策で打ち出したものに対する負担金等でありますか。その辺をお示してください。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 国の厚生労働省の交付金でございますが、包括支援交付金というものがございます。それが県経由で来ますので、県支出金ということになっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 了解です。分かりました。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 一問一答でお願いいたします。

昨日、議案質疑をさせていただきました、所管は経済農政なんですけれども、事業者向け臨時相談窓口の事業の件なんですけれども、これは、昨日も議案の質疑の中で申し上げたとおり、予算の専決処分をした日にちが4月21日に対して、事業開始が4月20日と。予算が決まる前に、1日前からスタートしている。既定予算を1日分だけ活用して事業を行ったということなんですけれども、この事業スキームといいますか、そこら辺を、まず財政局として理解をしている、把握をしているということでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 委員おっしゃるように、4月20日分の経費につきましては、既定予算で対応いたしまして、21日以降の経費については専決処分をした補正予算により対応しているということで、予算措置としては適切であったと認識をしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 予算編成としては適切であった、問題はないというところであると思うんですけれども、事業の組み方として適切と言えるのかどうか。そこら辺は、どうでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 事情がありまして、やはり事務方としては、意思決定、政策判断はされている。窓口をつくらうという判断、政策判断されたのは、少なくともその1週間前なんです。そこで、

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

市としての決定はされているんですけども、我々が予算をつくっていく、予算を専決するには、事務的な手続が必要になってきます。そこが約1週間かかってくるということで、ただ、月曜日から早急にもうスタートさせたいという経済部の意向がありましたから、だとすると、1日分だけは既定の予算でやってくれと。その後からは全部、専決日が決まっていますので、それ以降は専決の補正予算で対応するというのが、もう既に1週間前の時点で市としての意思決定をしていたので、特に大きな問題ではないと考えています。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。

ただ、これが一般的な方法と言えるのかどうかと言われると、そこら辺は、どういう答弁になりますか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。（「所管外じゃないの」と呼ぶ者あり）そうですか。では、取りあえず……（伊藤委員「予算編成の方法についてなので、問題なければお願いしたいんですけども」と呼ぶ）認めます。まず、ここでひとつお願いいたします。

○財政部長 局長が話したとおり、市内事業者から、かなり問合せが多数あったということもございまして、一日も早く開設する必要があるということで、既定予算で対応したことにつきましては、事業者のニーズに最短の日程で応えることができたというふうに我々としても理解しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 補足しますと、やはり通常のパターンでは、こういうことはなかなかない。こういう非常事態の中での対応ということで理解していただければと思います。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。皆様の御意見も踏まえながら、御質問していただきたいと思えます。

○委員（伊藤隆広君） 要は、予算の組み方として、これが一般的であるのかないのか、いや、これは特例なのかということを確認したかったということでございます。そういう答弁でしたので、理解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。植草委員。

○委員（植草 毅君） 一括で結構でございます。

昨日の議案質疑のほうで、ある程度のことは理解したんですが、今回の専決処分については、理解したということなんですが、やはり金額が金額ですので、私たちに、川岸委員も野本委員も言っておられたとおり、呼んでいただければ、私たちは対応できますので、やっていただきたい。

今後、大きな災害、また地震や台風があるかと思えますので、そういう際には、しっかりと、予算編成の際には呼んでいただく。私たち議員を呼んでいただかなければ困るということで、その辺を認識しておいていただければということで、要望でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。まず、議案第61号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分中所管を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第61号は承認されました。

続いて、お諮りいたします。議案第62号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分中所管を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第62号は承認されました。

続いて、お諮りいたします。議案第64号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分中所管を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第64号は承認されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[財政局説明員入替え、総務局・議会事務局入室]

### 議案第67号、議案第70号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管及び議案第70号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案は、関連がありますことから、一括議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

まず、財政局からお願いいたします。財政部長。

○財政部長 財政部でございます。座って御説明をさせていただきます。

財政局説明資料の3ページをお願いいたします。

議案第67号・一般会計補正予算（第4号）のうち、所管について御説明をいたします。

なお、資料中のページ番号は、補正予算書の該当ページとなっております。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ89億412万8,000円を追加し、総額を5,749億9,957万5,000円とするものでございます。

第5条、地方債の追加及び変更は、第5表、地方債補正のとおり、追加として教育総務事業費を5億6,300万円追加するほか、地方債の変更では、社会福祉施設整備事業費ほか3事業を変更し、補正後の限度額を540億213万3,000円とするものでございます。

その下の歳入歳出補正予算の事項別明細書のうち、まず歳入ですが、表の説明欄で網かけをしているものは、国の補正予算に伴い創設された新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金収入を活用するため計上するもので、後ほど、別資料により御説明をいたします。

款19・国庫支出金、項1・国庫負担金は、目1・民生費国庫負担金について、生活困窮者自立支援費収入を1億5,682万5,000円追加し、住宅確保給付金事業を実施するものでございます。

4ページをお願いいたします。

目2・民生費国庫補助金ですが、1の社会福祉施設整備助成事業費収入を1億3,854万2,000円追加し、非常用自家発電設備等整備助成事業に活用するもので、3の母子家庭等対策総合支

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

援事業費収入は、75万円追加し、養育費確保促進事業を実施するもので、5の災害等廃棄物処理事業費収入は、2,400万円追加し、同事業に活用するものでございます。

少し飛ばしまして、その下の目6・教育費国庫補助金ですが、1の情報教育推進整備費収入を26億8,274万円追加し、GIGAスクール構想の実現に活用するもので、3の小学校大規模改造費収入及び4の中学校大規模改造費収入は、それぞれ2,000万円追加し、各種改修事業に活用するものでございます。

目7・消防費国庫補助金は、1の消防団補助金収入を614万3,000円追加し、消防団活動体制の充実に活用するものでございます。

5ページをお願いいたします。

款20・県支出金、項2・県補助金のうち、目3・衛生費県補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金収入を4億7,090万円追加するもので、宿泊療養施設運営事業や感染症患者病床確保事業について、既に専決処分で財政調整基金を財源に計上した分も併せて、同交付金を活用するものでございます。

目4・農林水産業費県補助金は、農業労働力確保緊急支援事業費収入について、648万2,000円を追加するものです。

款22・寄附金は、目1の一般寄附金を4,000万円追加し、千葉市新型コロナ医療・介護応援寄附金を創設し、医療・介護従事者等の方々への支援に活用するものでございます。

款23・繰入金は、財政調整基金繰入金で、これまでの専決事業において財政調整基金を財源としていた分のうち、国の交付金の活用が見込まれる事業について、財源を更正するものです。

次に、款24・繰越金は、前年度繰越金で、令和元年度実質収支見込額のうち、12億4,353万8,000円を活用するものでございます。

次に、款26・市債ですが、目2・民生債は、社会福祉施設整備助成事業債について、5,600万円追加するものでございます。

目5・土木債は、橋りょう新設改良債を9,000万円減額するもので、JR土気駅自由通路改修事業について、事業進捗状況を踏まえ、整備期間を延長するために減額となるものでございます。

目7・教育債は、1の小学校大規模改造債から5の情報教育推進整備債について、合計で8億100万円を追加するものです。

歳入は、以上でございます。

次に、歳出ですが、款14・予備費について、3億円を追加するもので、これまでの新型コロナウイルス感染症対策に係る予備費の活用状況を踏まえ、今後、機動的な対応を図るために積み増しをするものでございます。

6ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金について、御説明をいたします。

まず、1、地方創生臨時交付金の趣旨でございますが、地方公共団体が、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び地域経済の支援等について、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、交付金が創設されたものでございます。

2、交付限度額は、17億2,405万2,000円でございますが、こちらは、国予算総額1兆円のうち、地方単独事業分である約7,000億円について、本市に配分される額でございます。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

3、交付対象事業は、国の緊急経済対策に掲げられた4つの柱のいずれかに該当する国庫補助事業及び地方単独事業に活用できるものとなっており、地方公共団体の令和2年度予算に計上されること、または予備費により実施される事業であることが要件となっております。

4、交付金活用の考え方ですが、交付金の活用が見込まれる事業については、既に財政調整基金を財源に補正予算を計上した4・5月専決事業を含めて、歳入に地方創生臨時交付金を計上いたします。

5、交付金対象事業一覧では、これまでの補正予算等における交付金の対象となる事業と金額、予算の計上方法をお示しをしております。

このうち、A、専決①のうち、クラスター防止協力金ほか5事業の合計16億5,936万円と、B、専決③のうち、社会福祉施設感染拡大防止対策ほか3事業の合計9,773万5,000円を合わせた17億5,709万5,000円については、専決処分では財政調整基金を財源に計上していたものを、交付金へ振り替えることといたします。

また、C、6月補正では、新たに事業費を予算化する農業労働力確保緊急支援事業ほか14事業の合計34億9,270万8,000円の財源に、交付金を計上いたします。

この結果、6月補正における地方創生臨時交付金の予算額は、52億4,980万3,000円となります。

また、D、予備費対応に関して、新型コロナウイルス感染症対応のために予備費を充当する見込みが約2億8,000万円であることから、決算対応にて交付金に振替えを行うことといたします。

以上全てを合計した地方創生臨時交付金の活用額は、55億3,063万1,000円となりますが、このうち単独事業分62億364万2,000円が、現時点の交付限度額である約17億2,400万円に見合う額となります。

6の今後の対応ですが、今後、国から示されます第2次配分及び2次補正予算に伴う追加交付を踏まえて、対応を検討してまいります。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（阿部 智君） 次に、総務局からお願いいたします。総務部長。

○総務部長 総務部でございます。

それでは、議案第67号及び第70号について御説明をさせていただきます。

まず、議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算のうち、市長の給与の減額措置について御説明をいたします。

恐れ入ります。総務局説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の補正理由ですが、新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業における歳出予算の財源に活用するため、市長及び副市長の給料について減額措置を実施することから、特別職の給料について減額補正を行うものでございます。

次に、2の補正額ですが、市長及び副市長の7月分給料の30%に当たります101万3,000円を減額するものです。表の金額につきましては、補正予算書に記載された一般管理費の予算額のうち、市長及び両副市長の例月給料の年間予算額を抜き出したものでございまして、補正前の4,055万円から、補正後は3,953万7,000円となります。

次に、3の補正額の内訳ですが、表の一番右側の影響額を御覧ください。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

市長については37万5,000円、副市長につきましては31万9,000円となります。

なお、市長の減額につきましては、本年4月1日から来年3月31日まで実施する5%の減額措置を適用した支給額から30%を減額するものでございます。

続きまして、議案第70号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。議案書では、7ページになります。

まず、1の趣旨ですが、こちらにつきましては、今御説明いたしました、市長及び副市長の給料について減額措置を行うため、条例改正を行うというものでございます。

次に、2の主な内容ですが、補正予算議案の説明と同様でございます。

最後に、3の施行期日ですが、令和2年7月1日からといたします。

資料の4ページ及び5ページは、条例の新旧対照表でございます。

総務部は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 情報経営部長。

○情報経営部長 情報経営部でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第67号・一般会計補正予算のうち、手数料等支払いのオンライン化について御説明いたします。

総務局議案説明資料の2ページをお願いいたします。補正予算書では、8ページ及び18ページとなります。

まず、1の補正理由ですが、令和2年3月31日に発出いたしました「ちばしチェンジ宣言！」に基づき、令和3年4月から行政手続に係る手数料等の支払いをオンラインで可能とするため、電子申請システムに公金収納連携機能を導入する費用につきまして、歳出予算を追加するものです。

また、次年度以降の当該連携機能に係る保守費等につきまして、債務負担行為を設定するものです。

次に、2の補正予算額ですが、1,328万8,000円で、財源は、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、3の債務負担行為設定ですが、当該連携機能に係る保守費等といたしまして、令和3年度から7年度までの5年間設定するもので、限度額は、2,035万円でございます。

次に、4の事業概要について御説明いたします。

まず、(1)の実施内容ですが、電子申請システムを活用したオンライン申請を行う際に、インターネットバンキング等を利用して、オンラインでの手数料等の支払いを可能とするものです。

次に、(2)の主な手数料等ですが、住民票の写しの交付手数料、戸籍謄本・抄本の交付手数料、イベントや講座などの参加料等を、現在、想定しております。

最後に、(3)の今後の予定ですが、議決をいただきました後、本年8月にはシステム事業者を決定いたしまして、その後、システムの構築、運用テストを経て、来年、令和3年4月からのシステム運用開始を予定しております。

総務局の説明は、以上でございます。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 次に、議会事務局からお願いいたします。議会事務局長。

○議会事務局長 議会事務局でございます。着座して説明させていただきます。

議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）のうち、所管について、議案説明資料により御説明いたします。

なお、補正予算書の記載は、18ページでございます。

まず、1の補正理由ですが、新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業における歳出予算の財源に活用するため、議員報酬と委員会視察に係る旅費について減額措置を実施することから、それぞれについて予算の減額補正を行うものでございます。

2の補正額でございますけれども、議員報酬と委員会視察に係る旅費を合わせまして1,935万5,000円の減額となるものであります。

表の金額につきましては、議会予算額のうち、議員報酬と視察旅費のそれぞれの年間予算額の補正前、補正後を抜き出したものでございまして、議員報酬につきましては、7月分の議員報酬の30%に当たる1,169万9,000円を、視察旅費につきましては、委員会視察の中止に伴う相当額773万6,000円を減額補正するものであります。

3の補正額の内訳でございますが、（1）の7月分の議員報酬は、表の一番右側の影響額に記載のとおり、議長については27万9,000円、副議長については25万2,000円、議員につきましては1人当たり23万1,000円で48人分となり、合計で1,108万8,000円の減額となります。

（2）の委員会視察の中止に伴う旅費は、表の右側の影響額に記載のとおり、常任委員会については492万9,000円、特別委員会については150万5,000円、議会運営委員会については75万3,000円、広報委員会につきましては54万9,000円、それぞれ全額を減額するものでございます。

4の補正額の充当でございますけれども、（1）の7月分議員報酬の減額分につきましては、医療・介護従事者等の支援金のうち、医療機関への支援に充当するものでございます。

（2）の委員会視察の中止に伴う旅費の減額分につきましては、医療・介護従事者等の支援金以外の新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業に充当するものでございます。

議会の補正予算の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） 御質疑等ございましたら、お願いいたします。秋山委員。

○委員（秋山 陽君） よろしく申し上げます。一問一答でお願いいたします。

まず、議案第67号の件につきまして、お伺いします。

今回のコロナの対応で、スピーディーな活動をしていただいて、本当にそのあたりについては大変評価しているところであります。財政調整基金の繰入れなどを行いまして、スピーディーな活動をしていただいて、大変評価しております。

それと同時に、もちろん、そこを重視して行っていただく必要がありつつも、財政健全化というところも同時に考えていかなければならないというところで、現在の財政調整基金の現状について、まずお伺いできたらと思います。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 財政調整基金の残高でございますけれども、令和元年度末で約89億円、令和2年度5月末時点の残高が約69億円でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

多少減ってしまっているというところではあるんですけども、今回のコロナの対応ということで、致し方ないところではあるとは思いますが、これから少しずつ、そういったところも同時に見て、対応していただけたらと思います。

昨日の発言でもありましたけれども、やはり中長期的な支援というところで、そういった目線でも考えていかなければならないと我が会派としても考えておりますが、そういった目線で、財政部の方からの考えであったりだとか、もしありましたら、具体的なメニューとかもありましたら、御提示いただけたらと思います。

○委員長（阿部 智君） いけますか。（秋山委員「今後の」と呼ぶ） 財政局長。

○財政局長 新型コロナウイルスの影響というのは、やはり長期化していくと懸念されています。そういう中で、短期的な視点でも当然やっていかなければいけませんので、今までもやってきましたし、短期的な視点に加えて、長期的な視点を持って、機動的な財政運営というものをしっかりやっていきたいなと思っています。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） 失礼しました。コロナのことに關してということで、中長期的なことということで質問させていただきました。失礼しました。

このコロナの關係で、実施できなくなるイベント等あると思いますので、そういったところで、減額補正の対応であったりだとか、そういったところもスピーディーに行っていただけたらと思います。

次に、寄附金についてお伺いしたいと思うんですけども、この寄附金を立ち上げた経緯などを御説明いただけたらと思います。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 寄附金につきましては、これまでもふるさと納税を活用しまして、個人、それから団体の方からの申込みを、市内外から幅広く募集してきたところでございます。

コロナの対応として、4月上旬より、コロナ対応に特化した寄附金の募集というものを開始しております。その後、市としまして、医療従事者や介護従事者への支援ができないかどうか検討をしていたところ、寄附者からも感謝の気持ちを伝えたいといった声もございましたので、こういった支援の財源とすることで明確な使い道を示して、引き続き寄附金の募集をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

今回、コロナのことに關して、おっしゃっていたように、やはり市民の方からも、何かしらの貢献ができないかという、そういった声も届いておりますので、そういったところが、この寄附金につながって、一つの貢献する形というものにどんどん結びつけていただけたらと思っております。

その一つで、やはり多くの方に知っていただかなければというところ、周知方法だったりだとか、より工夫されていることであったりだとか、そういうことがあれば、お示しいただけたらと思います。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 先ほどのふるさと納税、ふるさと納税サイトというものを、今、活用しているわけなんですけれども、この中で、使い道だとか、目標金額をあらかじめ設定した上で寄附金を募集するという、特設ページというものを新たに活用しまして、申込み方法の選択肢を増やすことで、より多くの方々から寄附をいただけるように、今、努力しているところでございます。

また、広報、周知ということでは、市ホームページ、ツイッター、市政だよりなどの記載に加えまして、リーフレットを新たに作りまして、各区役所だとか公共施設の窓口に配架しております。このほか、特別定額給付金の案内文書の中にも寄附金の御案内を入れておりまして、こういった様々な広報媒体で周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

様々な形で周知をしていただけているということで、多くの方に知っていただいて、結びつけていただければと思います。

次に、手数料支払いのオンライン化についてお伺いしたいと思います。

今回、「ちばしチェンジ宣言！」に基づいて、電子申請システムを活用したオンライン申請を行うということで、オンラインの手続の支払いを可能にするということなんですけれども、例えばというところなんです、住民票を取る場合ですと、どういった手続が、一連の流れとして行われるのかということをお教えいただけたらと思います。

○委員長（阿部 智君） 情報経営部長。

○情報経営部長 情報経営部でございます。

住民票の写しを例に、御説明させていただきます。

まず、県内自治体で共同利用しています電子申請システムにログインしていただきまして、住民票の写しの交付という手続を選択後に、住民票の写しの交付は本人確認が必要となりますので、公的個人認証機能により本人確認を行った後、申請に必要な情報を入力していただきます。その後、今回導入いたします公金収納連携機能を用いまして、電子納付を行う画面に移行しますので、インターネットバンキングの利用に必要な情報を入力いただくことで、御自宅から手数料や交付物の郵送料等をお支払いいただくことが可能となります。システムで支払いを確認後、市のほうから郵送にて証明書類を御自宅にお届けする形となりますので、申請手数料等の納付、交付物受領という一連の流れを自宅から全て行うことができる形になります。

なお、インターネットバンキングを御利用いただけない方につきましては、電子納付を行う画面のところで納付番号等を発行いたしますので、御自宅の最寄りのATMからお支払いいただくことが可能となります。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

一連の流れとして、やはり自宅で完結できるというところで、今回のコロナの状況において、感染拡大を防ぐためにも、とても有効な手段だと思いますので、よりよいサービスにできるように研究をしていただいて、ほとんどできていると思うんですけれども、より一層のシステムの運用に結びつけていただけたらと思います。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

また、インターネットバンクのほかに、ＡＴＭという支払いの２つの方法があるということも確認できましたので、インターネットバンクを持っていない方もお支払いができるということで、それも本当によかったと思います。

今、住民票のことにに関してを例に挙げて説明をしていただいたんですけども、ほかにも、戸籍謄本だったりだとか、あとはイベント、講座等の参加料と書いてあるんですけども、これは、具体的にはこういったイベントや講座とかというものを指しているのか、範囲を教えてくださいましたらと思います。

○委員長（阿部 智君） 情報経営部長。

○情報経営部長 先般の「ちばしチェンジ宣言！」で発出いたしました、原則オンライン化の考え方に沿いまして、今年度、イベントや講座等も含めて、行政手続に関する全庁調査を行って、年内のうちに具体的な手続を整理していく予定です。

なお、今まで市で行っているイベント等は、無料のものが多いんですが、参加に当たって実費等を徴収する例としましては、農政センターのほうでやっている林業体験教室ですとか、あと郷土博物館などの特別展の関連イベント、これは、地区の歴史散歩なんですけれども、そういったものがございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

こういったオンライン化が進んでいく中で、できれば、交付物であったりだとか、そういったところもオンラインで、言ってしまうと、電子データとして出していけて、そこで完結できるのが理想なのかなと思うんですけども、そういった検討というのは、どうなっているでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 情報経営部長。

○情報経営部長 電子市役所の理念といたしましては、将来的には、そうした全てをオンラインや電子データで行うといった方向に進むべきと考えておりますけれども、現時点では、自治体が発行する証明書類等を活用する民間企業等を含めて、オンライン化等に対応しなければいけませんので、今後の法整備や社会情勢を注視してまいりたいと考えております。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） 今回、本当に何回も言ってしまうと申し訳ないんですけども、今回のコロナというところを含めると、やはりオンライン化というところが物すごく早く進んでほしいなというところで、我が会派でも、幹事長をはじめ、マイナンバーカードの活用であったりだとか、そういったところもどんどん進めていただけたらなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。川岸委員。

○委員（川岸俊洋君） 今回も１点だけお聞きしたいと思います。

地方創生臨時交付金の件なんですけど、地方創生臨時交付金の配分に当たって、市長もいろいろＳＮＳ等で配信をしていましたけれども、この配分の在り方について、各地方自治体の財政力に基づいてというような言い方だったと思うんですけど、この在り方について、千葉市当局としては、どう考えていたのか。



## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

それと、この配分の在り方について、国等への働きかけは、何らかの形のものがあつたのか。そこまで、すみません。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 財政部でございます。

臨時創生交付金の配分方法でございますけれども、まず人口、財政力、感染状況、それから国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定されることとなっております。

先ほど出た財政力指数ですけれども、この財政力指数に関しては、千葉市の場合は割落としを受けておりました、財政力のある自治体には非常に不利な配分となっております。これに関して、やはり国に対して要請するというので、5月19日に、指定都市市長会を通じて、交付金の大幅な増額ですとか、算定方法の見直しについて緊急要請を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 川岸委員。

○委員（川岸俊洋君） すみません。ちょっと議案から外れるかもしれませんが、そのかいがあつてといいますか、2次補正については、この配分の在り方が、大都市にも少し配分を高めるといふような形の措置が取られたようですが、そのあたりについてお示しいただければと思います。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 今日成立ということで、まだ細かいところは来ていないんですけれども、市町村ごとの事業所数などが加味されるということと、財政力自体も、また反映はされるんですけれども、前回よりも厳しい形にはならないであろうという期待はしている状況です。

○委員長（阿部 智君） 川岸委員。

○委員（川岸俊洋君） これで終わりますが、1次のほうが17億5,000万円ですか。今日決まるということらしいんですが、先ほどの局長の話を加味して、交付金そのものは、2兆円に、1兆円プラスされたんですかね。2兆円になったんですね。そういうことを含めると、今度は、どのくらいの額になりそうなんですか。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 1兆円にプラス2兆円ということで、全体が3兆円になったということです。

先ほど言いましたように、1次配分のときの実績を加味して、3兆円にしたら、では、どのくらいかということ、60億円から70億円ということで、これより上に来てほしいなという気持ちはありますけれども、60億円から70億円ぐらいで頭の隅に入れた財政運営をしているという状況です。

○委員長（阿部 智君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

特別職の給与のカットなんですけれども、対象を市長、副市長にした理由について、お願いいたします。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 今回のカットなんですけれども、医療従事者の支援ということで、まず職員等の寄附も動きがあるという中で、やはりトップとしての判断もあるということ踏まえまして、今回、医療従事者等の支援事業を執行する側の取組という内容で、今回につきましては、行政

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

委員会等の特別職については対象としなかったと理解しております。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 市長と副市長に限った理由をお尋ねいたします。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 今回は、先ほど言いましたけれども、職員が寄附をするという動きの中で、千葉市のトップという立場から、市長、副市長に限ったと理解をしております。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） ほかの自治体の例は、どうなっていますか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 本市のほかに、10市がございます。札幌市などは、市長、副市長が対象となっております。そのほか、仙台市は市長、副市長。新潟市は市長、副市長、その他の特別職。さいたま市は市長、副市長、その他と。浜松市は市長のみ。堺市は市長、副市長、その他の特別職。広島市は市長、副市長、その他。北九州市と福岡市も市長、副市長、その他。熊本市は市長のみという状況になっております。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） その他とその他の特別職の違いは、どうなっていますか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 すみません。手元の資料では、その他の特別職の内訳は、分かりません。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） それを聞いているのではなくて、その他とその他の特別職を使い分けたでしょう。その違いを聞いているんです。

○委員長（阿部 智君） 総務局長。

○総務局長 その他とその他特別職というのは、その他の中に一般職員が入っているものと思われれます。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 千葉市では、どういう議論があったんですか。いわゆる一般職も、当然、視野に上がったと思うんです。どんな議論が出ましたか。

○委員長（阿部 智君） 総務局長。

○総務局長 一般職につきましては、課長級以上の職員で構成する任意の会で、そこに寄附しようという動きはございます。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） その他の特別職との関係は、どういう議論がありましたか、市長、副市長と。

○委員長（阿部 智君） 総務局長。

○総務局長 こちらにつきましては、最初から、寄附の内容に鑑みて、当初より市長、副市長ということで議論をしておりました。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） その他の特別職は、特に議論にはならなかったということですか。

○委員長（阿部 智君） 総務局長。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○総務局長 そのとおりでございます。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） いろいろ議論がありまして、我々議員に対しても、かなり一般の住民の方から、こういう事態になって一番得しているのは公務員ではないか、議員ではないかという議論が出まして、そういう意見もありました。それからまた、国会議員が、ほんの形だけの歳費を減らしたと。実質的には全然影響ないということで、非常に割を食ったのは地方公務員、地方議員となってきたわけですけども、そういう意味において、千葉市が、市長、副市長に限って、それでまた、議員の中でもいろいろ議論はありましたよ、はっきり言ってね。だから、議員は、もう一律全部30%となっているんですけどもね。一律、特別職と同じにしているんですけども、私は、市長、副市長が30%なのに、一般の議員がそれと同じにするというのは、非常におこがましいではないかという意見は申しましたけれどもね。

いずれにいたしましても、これで決着がつけば非常にありがたい。あまり住民の方に何か言われるよりもね。

今のところは、市当局には、特にそういう住民からの声というのは上がっていませんか。

○委員長（阿部 智君） 総務局長。

○総務局長 私の知る範囲では、住民からそのような苦情が来ているとは聞いておりません。

○委員長（阿部 智君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。

以上です。

○委員長（阿部 智君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いいたします。

まず最初に、説明してもらいたいのは、説明資料の6ページの最下段にある、その他公共施設利用料金の一部改定ということで、コミュニティセンター、スポーツ施設等、77施設の料金一斉改定は見送るということは、利用料金を値上げすることを見送るということでよろしいのか、ちょっと説明いただきたい。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 今回の改定につきましては、コロナの影響等を鑑みまして見送るということをございまして、今後5年間、指定管理期間がございまして、その中では、改定等も含めて、まだ検討してまいるということをございまして。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 市民の利用料金でなくて、指定管理者の料金ということですか。その辺が、ちょっと分からない。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 すみません。指定管理料は、公共料金を引いたものが指定管理料になりますので、料金が上がれば、指定管理料については、その分が下がるというような関係性でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 単刀直入に答えてほしいんですけども、市民が利用するときの料金を

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

上げるつもりでいたやつを上げなかったんだよ、したがって、指定管理者の料金も据置きだよと、そういうことでよろしいんですか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 指定管理者の料金と申しますか、要は、その施設の公共料金、利用料という形になりますので、それについては、今回は改定を見送るということでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） それでは、補正予算について質問に入りたいと思います。

コロナ感染症拡大の中で、感染リスクを抱えながら懸命に頑張っておられる市職員や委託事業などの職員に敬意を表するとともに、50名の議員の皆様も、本当に御苦労さまでございます。

そういう中で、千葉市は、いろいろ予算を組んでおられますけれども、この予算を組むに当たって、昨日も質疑が各会派からありました。それぞれの会派が、我が会派も要望を出しているとおっしゃっていました。そのとおりだと思います。それから、私ども共産党市議団も、第1次から第7次にわたって合計79項目の要望を提出させていただきました。今度の補正予算については、こういう各会派の要求、市民の声を反映させて、可能な限り取り入れたものというふうに考えてよろしいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 コロナに関しましては、市民生活に大きな影響が生じている中で、市民の生活、雇用の維持を図っていくということで、市民、事業者に対して一刻も早い支援をすべく、これまで3回にわたって専決処分を行い、これを含めて補正予算で順次対応を図ってきたところでございまして、当然、議員の皆様、会派の皆様からいただいた要望も踏まえて、事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 要望も踏まえてということで、分かりました。

ところで、千葉市は、専決処分及び6月補正で対応しているわけですがけれども、国・県……（「真ん中を持たないと」と呼ぶ者あり）マイクがないね。

支援メニューが多岐にわたっているわけでありまして。千葉市の事業に対して予算配分をした財政当局として、必要な支援が困っている市民に届いているかどうか、把握することが必要だと思いますが、どの程度届いているのか。もっとスピードを上げて、迅速、確実に支援が届くようにすべきであるが、お答えいただきたい。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 先ほども申し上げて、ちょっと繰り返しになりますけれども、これまでも一刻も早い支援をするということで、3度の専決処分を含む補正予算で順次対応を図ってきたところでございまして、今後引き続き、国の第2次補正予算で措置される事業だとか、国の支援が届きにくい分野につきまして、市民や事業者の皆様の実態をしっかり把握して、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（野本信正君） 迅速な対応に努めていくという答弁をいただきました。

ところで、コロナ対策として予算を組んできた中で、総事業費とその財源内訳、一般財源からの支出額とその割合はどうか、お答えいただきたい。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 コロナ対策に要しました事業数ですけれども、これまでの補正予算で計上しておりますのが、35事業でございます。このほか、予備費、それから既定予算で対応する対策を含めました事業費は、全体で約1,111億円でございます。

その財源でございますけれども、国・県費が約1,039億円、全体の93.5%でございます。このほか、国の地方創生臨時交付金が約55億円で5%、市債が約6億円で0.5%、一般財源が約11億円で1%でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 千葉市は、国の交付金等を積極的に活用しているわけではありますが、千葉市の財政を支出するのは僅かであり、事業がほとんどないのはなぜか、お伺いします。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 国の臨時交付金につきましては、感染症対策に資する事業全般に広く活用できるということになっておりまして、地方単独事業も対象となることから、最大限活用するというようにしております。国の支援が届きにくいと考えられる分野を中心に、本市独自の支援を、国の交付金を活用して盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 専決処分で繰入れをした財政調整基金について、先ほど質問がありましたけれども、必要などころに、緊急などころに振り向けることが必要だということで、振り向けたということでもあります。

ところが、交付金の活用を理由に、いわゆる変更して、せっかく投入した19億円を引き上げてしまう。コロナの下で困っている市民を救うため財源を活用するのが、市政の基本ではないのか、お尋ねします。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 国の臨時交付金につきましては、今年度の予算計上が条件でございまして、活用期限もございます。このことから、財政調整基金より優先的に国の臨時交付金を活用すべきものと考えております。交付金で足りない部分につきましては、財政調整基金等を機動的に活用してまいります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政調整基金の使用目的を改めて述べていただきたい。基金の現状も明らかにしていただきたい。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 先ほども申し上げましたけれども、財政調整基金は、経済事情の著しい変動などによる収支不足、もしくは災害により生じた経費、減収など、やむを得ない理由によって生じ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

た経費等の財源に充てることができるものとされております。

令和元年度末の残高は、約89億円でございまして、令和2年度、今回の補正予算で振替え後になりますけれども、残高が約69億円でございます。この後、令和元年度の実質収支の2分の1が積み上がってまいりますので、その分も含めると、90億円ぐらいになるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） この財調の使い方というのは、やはり簡単に引き上げるべきではないんだらうと私は思うんです。

一つは、国の支援事業にクリアできない事業所などがたくさんあります。例えば、持続化給付金の事業の基準は、前年に比べ、収入が50%以上ダウンをしたと。この要件を満たさないと利用できません。こういう市民を救うことが大事だと思うんです。

昨日、本会議で梶澤議員が明らかにしたように、川崎市では、小規模事業者、1か月の事業収入の減少が前年比30%以上50%未満の小規模事業者ですね。事業所でいえば10~20人未満、それから商店などでいえば5人未満、こういうところに対して一律10万円、そして認定申請件数を1万9,000件と見込んで、約20億円の予算を計上しているわけでありまして。これは、非常に理にかなった事業だなとも思うんです。千葉市も、同様の、本当に困っている事業者がたくさんあるわけですけれども、こういうような事業をやはり行うべきではないのかと思います。

また、学生が、今、アルバイトができない。そして、親の収入も途絶えたりして、退学をせざるを得ない人もいっぱい増えているんですけれども、八王子市では、市内大学に通学する学生に一律10万円の支援をしている。こういうところに市は積極的にお金を使うべきではないか、予算を配分すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 今後、国の交付金の上積みがあることも踏まえまして、今現在、庁内で事業の追加を検討しているところでございます。感染症の状況ですとか、国の補正予算の動向などをしっかり把握した上で、切れ目なく、補正予算等について、時宜を捉えて必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 川崎市のこの事業は、申し上げたように、国の給付金の要件をクリアできない事業所、商店、いわゆる小規模事業所等に支給する。これは、千葉市でいえば、川崎市とほぼ同じぐらいの人口、予算規模もそう変わらないんでしょう。だから、川崎市で20億円ということは、千葉市は19億円あれば、できるのではないかとと思うんです。ですから、財政調整基金をせっかく繰り出したんですから、引っ込めないで、こういう事業者を救うことを重ねて要求しますが、いかがですか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 事業所の支援ということで、いろいろな市でいろいろな対策を取られておりますけれども、本市におきましては、さらなる感染症の拡大の備えだとか、感染症収束後を見据えました地域経済の活性化などの必要な取組に対して迅速に対応してまいりたいと考えております。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

す。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政部長、議員が言ったことを何とかその場で押し返して、まとめれば答弁だなんて思っただけです。我々は、ここに出てくるには大変苦勞しているんですよ。選挙で有権者の負託を得て、そして4年間という限定付きでここへ来て、そのために市民から頂いている報酬を無にしないために、一生懸命市民の声を聞いて勉強して質問しているんですから、それをしっかり捉えて答弁していただきたい。その場だけ過ごせばいいなんて思っただけです。一々皆さんが言っていることは、もっともだなというところもあるなと思わなければいかんと思うんです。ないこともあるかもしれませんがね。

次に、テナント支援金事業が組まれて、これは15億何千万円ですね。これは、関係者から大変喜ばれているところであります。

ところで、現在、この事業は、3,870件の目標を設定して、申請件数が890件、割合が22%、6月末が締切ですから、恐らくこれは、どんなに頑張っても50%はいかないんじゃないか、40%ぐらいかな、こういうふうだと思うんです。そうすると、40%というと、大体9億円から10億円ぐらい残が出ちゃう。そんなに出ないか。8億円ぐらい残が出るんじゃないかと思うんです。

それから、今度の補正予算でテナントの大家さんに振り込むというのは、どうもあまりうまくないか、大家がうんと言ってくれないと困るので、テナントに直接1か月分の3分の2を支援しようという制度ができましたね。それが4億円何がし。

合わせて20億円ですよ。20億円のうち、仮に10億円とか、それ以上余る可能性があるのではないかと思うんです。その場合、この予算を有効に活用することが求められると思うんです。

対象者への働きかけを強めるとともに、理容業、美容業など、対象業種を増やすこと、飲食店を、貸家だけでなく、持家で家賃が発生していないけれども、お客が来なくて苦戦している、こういう方たちにも支援を提案しますが、いかがですか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 執行残の有効活用につきましては、感染症対策を含みます今年度の財政需要に適切に対応するために、補正財源の状況を踏まえつつ、執行状況を勘案しながら、事業規模の大きな事業などについて、減額、組替えを検討してまいります。

そういった財源を使いまして、今後、市民や事業者が支援を必要とする分野につきましては、これまでに実施する支援策の効果、執行状況等を見極めまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 国の地方創生臨時交付金Q&Aというものを読みましたら、実施事業間での交付金の流用は可能かという質問に、実施計画は、記載事業が本交付金の対象となるか内閣府が確認するためのものであり、事業費等を厳密に確認するためのものではない。したがって、実施計画に記載されている事業であれば、事業間、地方単独事業と国庫補助事業との間も含む、でも流用は可能だと書いてあります。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

したがって、このテナント支援金は、恐らく半分、10億円ぐらい残ると見込めるわけですよ。だから、今からこれを有効に使う。そのことをぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 現段階で言いますと、6月補正までの中で17億円の1次配分に対して、今、約五十数億円の計画になっています。このテナントの部分も含めまして、それぞれの事業の執行残がどのくらい出てくるのかというのは、しっかり我々としても見極めた上で、交付金の効果的な活用を図って、しっかり対応していきたいと思っています。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政局長から、しっかりした答弁をいただきましたので、ぜひその中には、川崎市のような、あるいは八王子のような、学生を支援したり、小規模事業所を支援することも含めて、大いにひとつ検討してもらいたい。よろしく願いいたします。

それから、財政調整基金及び予算化された事業の残額を使うことを、今、答弁がありましたけれども、答弁の中で、市長も言っているんですけども、中長期的に財政運営が必要だと。来年のことを心配するのも財政の立場だと思いますが、コロナは、戦後最悪の緊急事態。この後、ワクチンの開発などでコロナが収まっても、倒産した企業や閉店した商店が復活できる保証はなく、復活できても、5年、10年、15年先になるわけです。失業した市民が従前のように働くようになるのも、5年、10年先になるかもしれない。子育て世代が、今、乗り切れないと、5年、10年立ち直れなくなるかもしれない。学生が、収入がなく卒業を諦めざるを得なくなれば、教育を受ける権利が奪われ、日本や千葉市の次代を担う若者を失い、知的財産を喪失する。こういうことになるのではないですか。だから、事業の継続、雇用の継続、教育の継続、これらは何としても必要ではないか。来年の財政のことではなく、今必要なことは思い切って実行する。これが、コロナの下での財政運営だと思うんですよ。

中長期的なものは、あなた方の能力で、幾らでもそれは持っていると思うんです。財政調整基金の20億円を使うか使わないか、そういうようなことが中長期的なことではないでしょう。今、これを使って、やはり可能な限り市民を救済する、支援する。このことが、千葉市の5年、10年、15年先を、まさに中長期的な、千葉市が立ち直っていけるか、順調に進んでいけるかどうかがかかっている。そこに必要な予算を振り向けるというのが、財政当局の責任ではないかと思うんです。ですから、その辺についてお答えいただきたい。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 市民生活、あるいは事業活動に多大な影響が出ている。そういう中で、多くの方々が公的な支援というものを必要としている。その状況は、ちゃんと認識しております。そういうことがあるからこそ、これまでも各種支援策について手当てを打ってきました。今後も、国の2次補正を受けまして、全局長に、新たな効果的な施策を検討するように指示を出したところであります。

今、委員から御指摘がありました、コロナウイルスの影響が長期化することが、やはり懸念されていますので、先ほども申し上げましたが、これまでやってきた短期的な視点に加えて、やはり我々としては、長期的な視点も持って、機動的な財政運営に取り組んでいきたいと思っています。



## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） では、これで終わりますけれども、今、やはり市民から強く求められていて、なかなか実現できないPCR検査の問題でも、昨日、議場で柗澤議員が画面で映しましたけれども、PCR検査を1日最大、千葉市は87件、北九州市は305件、こういう違いがあるわけなんです。何を提案したかという、千葉大学、西千葉のですよ。医学部ではなくてね。あそこに検査の機能がある。ここは、1日300件ぐらいできると言っているんです。それを活用すべきではないかという話もしている。

そういうこともそうですし、また、医療機関に共産党市議団がアンケートをお願いしたところ、非常に深刻な状況が出ていて、5割以上収入が減少しているところ35%、それから収入の減少割合が、やはり5割以上が39%というようなことで、お医者さんなどは、自分は給料をもらわないで、スタッフに給料をやっと払っているというような状況。やはりコロナで、心配で患者さんが来ない。そして、医療機関も非常に厳しい状況になっている。

こういうところもよく考えて、やはり財政支出をしていくべきであろう。千葉市の医療も、また市民生活もしっかり守っていけるために、我々も努力しますが、財政当局は、特に特段の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 一問一答でお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の各事業における予算については、補正予算でやるものと、予備費を活用するものと、あと既定予算を活用するものということであると思うんです。補正予算については、議案になっていますので、皆さん審議しますと。予備費についても、議案説明の中で御説明いただいておりますけれども、既定予算を使ったものについては、議案にもなっていないんですが、我々も何をやっているのか、あまり分からないというところもあるんですけれども、そもそも財政のほうでは、コロナ対策で使ったものとして、既定予算の部分も含めて、把握しているということでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 財政部長。

○財政部長 既定予算につきましては、予算執行方針というのがございますけれども、この中で、予算で定められた内容と異なる執行に当たっては、財政局との協議を行うよう要請しているところがございます、今般の新型コロナウイルスのために既定予算で対応した経費についても、財政局のほうで把握しているところがございます。

具体的に、どういうものに使っているかということでございますけれども、例えば、マスク、消毒液等の購入、配布ですとか、あとは学校の臨時休業に伴います学校給食費の返還、こういったものに使っているところがございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） ありがとうございます。

要望というか、今後の検証のために、そういった部分が細かく分かる資料なども議員みんなに配付いただければ、いろいろ見やすいかなと思うので、ちょっとそれを要望として、お願いいたします。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。松井委員。

○委員（松井佳代子君） 一問一答でお願いいたします。

一つ確認ですけれども、議案第67号の補正予算のほうで、病床の確保、それから軽症患者の宿泊療養施設の確保ということで、先ほど野本委員のほうから、国と県費の関係というんですか、そちらのほうの質問があって、厚生労働省の包括支援金ということだったんですが、こちらのほうの考え方というか、県のほうから支出するもの、あと市から出るもの、国費のものという考え方について、もう少し詳しくお聞かせください。

○委員長（阿部 智君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

まず、包括支援交付金のほうにつきましては、感染の拡大防止に係る医療体制の整備等が使途になっておりまして、こちらは、都道府県のみには交付されるものになります。

一方で、地方創生の臨時交付金につきましては、その他の感染症対策から地域経済の活性化まで、幅広い使途に活用可能で、都道府県に加えて、市町村も交付対象になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 松井委員。

○委員（松井佳代子君） そうしますと、今の、例えば、軽症患者の宿泊療養施設の確保、ホテルの確保ですけれども、こちらは、県の事業と考えていいのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 財政課長。

○財政課長 こちらについては、県の事業でございます。

ただ、こちらについては、市としても早急に確保する必要があったということで、県に協議の上で実施したと聞いております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 松井委員。

○委員（松井佳代子君） 一つ要望になるんですけれども、こちらは、所管が医療政策課なんですけれども、かなりいろいろなことでお忙しいという状況は聞いております。基本的に、県の事業であるものを市が率先してやったという形になるんですけれども、今後もいろいろな課題が出てくる中で、やはり県事業に関しては、県のほうで主導的にやっていただいて、なるべくマンパワーを、市は市でやるものにきちんと注力していただけるような、そんな体制を希望いたします。

それから、次に、議案第67号の、オンラインの、総務局のほうの質問に移らせていただきます。

こちらなんですけど、他の自治体さんで、このようなことを、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金以外でやられているところは、既にあるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 情報経営部長。

○情報経営部長 政令市でいいますと、新潟市と神戸市が、同様の交金収納機能を電子申請の中で実現しております。

○委員長（阿部 智君） 松井委員。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（松井佳代子君） そうしますと、ほぼ同時にスタートということになりますか。

○委員長（阿部 智君） 情報経営部長。

○情報経営部長 すみません。先ほどの2市は、もう既に先行して実施している都市でございます。

○委員長（阿部 智君） 松井委員。

○委員（松井佳代子君） 保守費用が、今回、年間407万円ということで5年間計上されておりますけれども、申請が、今後、どの程度の割合、オンラインのほうに移っていくんでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 情報経営部長。

○情報経営部長 すみません。具体的な数値の想定は、まだしておらないんですけれども、行政手続のみならず、イベントや講座等の参加料など、なるべく多くの手続で御利用いただくような形を実現できるように、今、検討しておるところでございます。

○委員長（阿部 智君） 松井委員。

○委員（松井佳代子君） 407万円ということで、大変多額の費用が保守費用にかかってくるんですけれども、オンライン申請が、今回、特別定額給付金のようにいろいろ問題になったように、使い勝手のよいものでないと、逆に、すごく手間がかかる。やはりこちらのほうもマンパワーが割かれてしまいますので、そのあたりのことも検討した上でシステムを構築していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。まず、議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第70号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

では、換気を命じます。お願いいたします。

[財政局・議会事務局退出、総務局説明員入替え]

## 議案第71号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第71号・千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。総務部長。

○総務部長 議案第71号・千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について御説明をさ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

させていただきます。

議案説明資料の7ページをお願いいたします。議案書では、9ページになります。

まず、1の趣旨ですが、国が定めた児童虐待防止対策の抜本的強化に基づきまして、児童福祉司等の処遇改善に向けた経費として、特殊勤務手当の増額に要する地方財政措置が講じられましたことを踏まえ、児童相談所相談等業務手当の支給額を引き上げるほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染のリスクに加え、平常時では想定されない業務に従事する職員に対し、業務の特殊性を考慮し、感染症作業手当の特例を設け、手当を支給するものでございます。

次に、2の主な内容について御説明をいたします。

まず、(1)の児童相談所相談等業務手当の改正ですが、現行、日額180円とされている支給額を日額1,000円に改めるものでございます。

日額1,000円とする考え方についてですが、表の下の参考を御覧ください。

国が児童福祉司等処遇改善のために、地方財政措置を月額2万円相当に引き上げることとしております。日額1,000円として、これに職員の一月当たりの平均勤務日数である20日に乗じますと、2万円となるものでございます。

次に、(2)感染症作業手当の特例の措置についてですが、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う対象業務に従事した職員、こちらに対して、業務の特殊性を考慮いたしまして、国の支給額と同額の勤務1回につき3,000円、患者の身体に直接接する作業等につきましては、感染リスクを考慮し、4,000円を支給するものでございます。

主な対象業務の例といたしましては、感染または感染の疑いがある者を医療機関等へ車で輸送する作業、また、軽症者、無症状感染者が療養する宿泊施設に滞在し、感染者に接して行う作業等、記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日からといたしますが、まず(1)児童相談所相談等業務手当の改正につきましては、本年4月1日に遡及して適用いたします。

また、(2)感染症作業手当の特例の措置につきましては、国が本年1月27日に遡及して支給する対応と同様といたしまして、本年1月27日に遡及して適用いたします。

なお、参考に、影響額といたしまして、(1)の児童相談所相談等業務手当の改正による影響額が約1,800万円、(2)の感染症作業手当の特例の措置につきましては約500万円を見込んでおります。

説明資料の9ページから11ページまでは、条例の新旧対照表でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(阿部 智君) 御質疑等ありましたら、お願いいたします。秋山委員。

○委員(秋山 陽君) よろしく申し上げます。一問一答でお願いいたします。

まず、ちょっと確認という形になるんですけども、特殊勤務手当というのは、どのようなものかという、具体的な手当での例えなどがあつたら、それも添えて教えていただけたらと思います。

○委員長(阿部 智君) 総務部長。

○総務部長 特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康、また困難な業務であ

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

るなどの通常の勤務、こちらの特殊性を給与に特別に考慮する必要がある場合に支給する手当となります。代表的なもので申し上げますと、交代制勤務で深夜に勤務する場合の夜間特殊勤務手当、また消防の場合ですと、救急出動手当もしくはヘリコプターの操縦手当、教員などは部活動指導手当などがございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

今回、児童相談所相談等のところでも、そういった夜間で働かれています方とかがいらっしゃると思いますので、そういった方々に対して、こういったところが適用されるというのは、物すごくいいことなのかと考えております。

この支給対象の一覧の中で、市長が特に認めた職員と書いてあるんですが、その職員というのは、どのような職員を想定されているのか、お示してください。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 児童相談所には、虐待対策を行う担当課長職というものも置かれております。支給対象業務の従事については、必ずしも非管理職に限られないことがございますので、管理職のうち、対象業務に従事する者を、特に市長が認めた職員と位置づけをいたしまして、手当を支給できるよう措置するものでございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

児童相談所手当で、改正前は日額180円というのが、物すごく低く私自身は感じてしまうんですけれども、180円の設定の経緯とかも、あれば、教えていただけたらと思います。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 児童相談所の相談業務手当、こちらにつきましては、本市が児童相談所を設置した平成4年に支給を開始したという経緯がございます。そのときの設定が、他の相談の業務に従事する特殊勤務手当と同額で、まず120円というふうに設置をしました。その後、平成18年に特殊勤務手当の見直しを行いまして、その際に180円に引き上げたという経緯で現在に至っております。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

児童相談所で働かれています方というのは、本当に大変なお仕事であると私自身も認識しておりますし、労働であったり、スキルに合った報酬というのは、もちろん必要なことだと思いますので、そういった手当をしっかりと充てていただけたらなと思います。

以上になります。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。松井委員。

○委員（松井佳代子君） 1問だけ、お願いします。

この業務なんですけれども、児童相談所のほうの勤務手当ですが、こちらは、非正規、正規にかかわらず、対象となりますでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 こちらの業務につきましては、正規、また会計年度職員対象業務については、手

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

当の対象となります。

- 委員長（阿部 智君） 松井委員。
- 委員（松井佳代子君） 確認だけです。以上です。
- 委員長（阿部 智君） 野本委員。
- 委員（野本信正君） 一問一答でお願いいたします。

最初に、児童相談所の関係なんですけれども、児童虐待防止抜本対策の強化を国が定めた背景は何か、千葉県児童相談所の実態はどうか、お尋ねします。

- 委員長（阿部 智君） 児童相談所長。
- 児童相談所長 児童相談所でございます。

まず初めに、児童虐待防止抜本対策強化を国が定めた背景でございますけれども、全国的に、児童相談所への虐待相談対応件数が増加する中で、平成28年4月には児童相談所強化プラン、平成30年7月には緊急総合対策、同年12月には児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランと、虐待防止対策が打ち出されてきたところでございます。そんな中でも、平成30年3月には目黒区、平成31年1月には千葉県野田市で、虐待により幼い命が失われているということを受けまして、さらなる徹底強化が必要としまして、平成31年3月、関係閣僚開議で決定されたものとなっております。

2点目の、児童相談所の実態についてお話しいたします。

千葉県においても、虐待対応件数の増加は、続いております。平成30年度は、前年度比1.37倍の1,513件、平成31年度は、前年度比1.09倍の1,654件となっております。今年度も、4月、5月の比較で申し上げますと、昨年度は341件、今年度は326件と、ほぼ同様の状況を示しているものでございます。引き続きまして、相談体制の強化が必要でありまして、法に基づいた人的体制の確保、研修の実施などによる専門性の向上などを実施しているところでございます。

以上になります。

- 委員長（阿部 智君） 野本委員。
- 委員（野本信正君） 今の答弁、説明で、児童相談所が、大変な事態の中で職員が頑張っておられることが、よく分かりました。

職員のここ5年間の推移は、どうなのかということと、働く環境、児童福祉司等の専門職の確保の状況、また残業時間などは、どうなっておりますでしょうか。

- 委員長（阿部 智君） 総務局長。
- 総務局長 総務局でございます。

児童相談所の、まず人員配置ですけれども、これまでも児童福祉司の配置基準は、法令等に基づき、配置基準がございますので、増員をしております。所全体の正規職員なんですけれども、5年間ということで、平成28年4月時点では50人だったところを、令和2年4月時点で85人ということで、過去5年間で35人増員しておるところでございます。

また、ハード面、働く環境なんですけれども、職員が増えておりますので、執務室が狭隘化、あと会議室が足りないということもございまして、同施設内で、複合施設ですので、上に養護教育センターがあるんですけれども、その1階執務室を児童相談所で使用することで、執務室2室体制というほか、一時保護所の改善なども行っております。

専門職の確保状況になりますけれども、児童福祉司、児童心理士は、国の示す基準に従って

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

配置をしております。令和2年4月時点の専門職の確保状況としては、どちらの職も配置基準を満たしております。このほか、全国に先駆けて弁護士を配置したりですとか、警察OB、保健師、保育士等の配置を行い、専門性の確保の強化を図っております。

時間外の勤務でございますが、職員1人当たりの平均時間について、平成27年からの5年間において、30時間前後で推移しておりますが、ここ3年は低減傾向にあり、昨年度は30時間ということになっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） そういう大変な状況の中で、児童相談所の手当の支給額、引上げの根拠は、何ですか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 資料にも記載してございますが、今回の手当の引上げにつきましては、国は、自治体が児童相談所の処遇改善のために特殊勤務手当の増額ができるように、普通交付税のほうの積算単価を2万円に引き上げております。この2万円を目途としまして、一月の勤務日数を20日として、日額1,000円という形に設定した次第でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今までの180円というのは、あまりにも低かったと思うんですが、この1,000円も、引き上げたという割には、何かこんなものでいいのかなという気がします。大変な仕事をなさっておられて、しかも、野田市の事件などで本当に全国的に児童相談所の在り方というものに光が当てられているという中で、改善が必要だと思うんです。もっと思い切った改善を求めておきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（阿部 智君） 総務局長。

○総務局長 児童相談所、私も総務局に来る前は、こども未来局長を務めていたわけで、現場にも足を運び、話を聞いておりますけれども、勤務条件というものが改善するということは、非常に重要なことだと考えております。

今回の手当の引上げというのは、児童相談所の日々の頑張りに対して、少しでも応えようとするものでありまして、お金をあげるだけでは、職員のモチベーションとか、そういうものは、なかなか改善できないものでございまして、これからやりがいを持って働いていただけるように、これは職員の先ほどの数も含むんですけれども、労働条件でありますとか、あと専門職が多いものですから、自分のスキルアップが図れるような研修の充実ですとか、そういったものを含めて、職場環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） お金をあげるだけではモチベーションが上がらないって、そうかもしれませんが、でも、お金も上がらないと、モチベーションは上がりませんよね。ちょっと少ないのではないですか。

では、次へいきますけれども、感染症作業手当の特例措置ということなんですけれども、これの手当の額を定めた根拠は、何ですか。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 今回の手当なんですけれども、もともとは国のほうが、武漢市からの政府のチャーター機ですとか、ダイヤモンドプリンセス号、こちらのほうで国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に対しまして、防疫作業等の手当が支給できるように特例措置を設けております。全国で新型コロナウイルスの感染症が急速に拡大したということ踏まえて、地方自治体にあっても、こちらの感染症のリスクですとか、こういう極めて厳しい勤務状況の中で、平常時では想定されない業務に当たる病院ですとか、宿泊施設の作業についても適切に措置するということを求められました。このことから、特例措置を設けて、手当額についても、基本的に国と同額に設定したものでございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 主な対象業務の根拠は何かということと、医療機関は最もリスクが高いけれども、対象者は何人ぐらいいるのか、併せてお答えいただきたい。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 対象業務ですけれども、国のほうは、患者またはその疑いがある者に接して行う作業、あとは対象者が使用した物件の処理、対象作業となる施設内における長時間の作業ですとか、そういうものを設定しております。本市におきましても、これに準じた作業を設定しているというものでございます。

また、医療関係機関での対象ですけれども、現在、両市立病院におきましては、手当の支給対象者というのは、確認中だというのは伺っておりますけれども、4月下旬から5月の勤務状況では、1日当たり最大で120人の職員が、この手当の業務を行ったということは聞いております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 感染リスクを抱えながら頑張っている職員は、ほかにもたくさんいると思うんです。例えば、保育所の職員も、学校が閉鎖している中でも事業をしておりましたね。また、特に子どもルームの職員は、学校が閉鎖している中でも、あの狭い部屋の中で子どもルームを開所して、懸命に頑張っていて、感染のリスクと闘っていたんだと思うんです。今でもそうだと思うんです。

それから、毎日の市民のごみを収集してくれる清掃作業員の方々、これは、やはり聞きますと、相当ごみの量が増えていると。しかも、ごみの中にはマスクやティッシュなど感染リスクのある収集には非常に気を使って、作業車の中で破裂することもあるというようなこともあって、本当に、ある意味では命がけで頑張っておられると思うんです。ですから、意見を聞いてみたら、ごみは出さない人は一人もいないけれども、人を救うとか、ヒーロー性はないけれども、私たちの仕事は止めるわけにいかないとおっしゃっていました。

だから、市の職員ではないけれども、委託のこういう清掃作業員にも光を当てて、特別な手当などを支給するということが労に報いるべきだと思いますが、いかがでしょうか、局長。

○委員長（阿部 智君） 総務局長。

○総務局長 今回の手当ですけれども、市職員に対する感染症手当については、特殊勤務手当



## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

の性格上、対象業務に従事する市の職員に対して支給するものでございます。

なお、手当の支給とならない職員につきましても、引き続き感染症対策をしっかり講ずることによって、安全に働くことができるよう努めてまいりたいと考えております。

お話を伺いました市の委託業を請け負う従業員の方々につきましても、感染リスクに直面しながら市民生活で働いていただいているところではありますが、その手当ということになりますと、それぞれの所管課において必要性を検討されるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号・千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[総務局退室、財政局入室]

## 議案第72号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第72号・千葉市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。税務部長。

○税務部長 税務部でございます。おはようございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第72号・千葉市市税条例の一部改正についてでございます。

議案書は11ページとなりますが、お手元に配付の財政局説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

初めに、1の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症が我が国の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑みまして、緊急に必要な税制上の措置を講じることを目的とした地方税法等の一部改正が行われたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例や、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充など、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、まず（1）の新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例でございます。

アの地方税法の改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因しまして、多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえまして、徴収猶予の条件を緩和した上で、猶予を適用できる特例を設けることとされました。

具体的には、以下の表のとおりでございます。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

①の徴収猶予の手続は、既存の徴収猶予の規定を準用することとされており、準用される手続のうち、表の括弧で囲んだ部分の徴収猶予の申請に不備があった場合等で訂正を求める場合の訂正期限については、条例に委任されることとされておりまして、既存の徴収猶予では、千葉市は20日間と定めています。

次ページをお願いいたします。

表の②の徴収猶予の条件は、令和2年2月から納期限までの1か月以上の一定期間におきまして、収入がおおむね前年同期比20%以上減少し、一時に納付、納入が困難と認められる場合に徴収を猶予することとされており、担保については、不要とされています。

③の延滞金は、免除とされています。

特例の対象者といたしましては、事業等に係る収入に相当の減少があった者とされておりまして、対象税目は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税とされています。また、適用期間は、納期限から最長1年とされています。

イの市税条例の改正案でございますが、現行制度における徴収の猶予の申請書に不備があった場合等の訂正期限である20日間につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例におきましても、準用する規定を設けることといたします。

施行期日は、公布の日といたします。

次に、(2)の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充でございます。

アの地方税法の改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、平成30年度税制改正で設けられました生産性革命の実現に向けた償却資産に係る課税標準の特例措置の対象となる設備投資に、事業の用に供する一定の家屋及び一定の構築物を加えることとされました。

右ページをお願いいたします。

既存の特例措置と同じく、課税標準額に乗じる割合は、ゼロ以上2分の1以下の範囲内において、条例で定める割合とされています。

新たに特例措置の対象となる設備投資の条件は、表のとおりでございます。

制度の開始年度といたしましては、令和3年度分の課税から、特例が適用される期間としましては、令和2年4月30日から令和3年3月31日に取得されたものに係る固定資産税について、最初の3年間とされています。

イの市税条例の改正案で定める特例割合でございますが、ゼロといたします。

ウの施行期日は、公布の日といたします。

続きまして、(3)の軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。

アの地方税法の改正内容でございますが、令和元年度税制改正におきまして、令和元年10月1日から2年9月30日までの間に取得した自家用乗車の軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置が設けられておりますが、この特例措置につきまして、その適用期間を6か月延長することとされています。

次ページをお願いいたします。

詳細は、2つの表のとおりとされています。

税率につきましては、下の表のとおりとされており、太枠部分の措置が今回の延長の対象とされています。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

この市税条例の改正案でございますが、地方税法等の改正に合わせて、特例措置の期限である令和2年9月30日までを6か月間延長し、令和3年3月31日までとすることといたします。

施行期日は、公布の日といたします。

最後に、(4)その他は、新型コロナウイルス感染症に係る税制上の措置として、次の①地方税法附則第61条及び②地方税法附則第62条の規定が追加されたことから、固定資産税の課税標準の特例を定める市税条例附則第5条第1項の引用条項に、この2条を追加するものでございます。

施行期日は、公布の日といたします。

なお、最後のページに市税条例の新旧対照表がございますが、後ほど御確認いただければと思います。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長(阿部 智君) 御質疑等ありましたら、お願いたします。秋山委員。

○委員(秋山 陽君) よろしくお願いたします。一問一答でお願いたします。

今回の新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例ということで、前年度比と比べておむね20%以上の減ということで、そういった方々が猶予されますよということなんですけれども、この20%を証明するものとして、書類というのは、具体的にどういったところで手続が行われるのか、教えていただけたらと思います。

○委員長(阿部 智君) 税務部長。

○税務部長 20%の挙証資料でございますけれども、前年同月のお給料の明細とか、あとは事業者の事業収入の金額が分かるような書類ということで、なかなか前年といいますと、取っている方もいらっしゃいませんので、実際には、御相談いただいて、挙証資料が提出困難な方は、口頭の陳述でも受けるようにいたしますので、基本的には、前年度の収入と今回のコロナで受けた収入を比べまして20%減少しているかという形で見させていただきます。

○委員長(阿部 智君) 秋山委員。

○委員(秋山 陽君) ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただきましたように、書類がなかなか用意できないという方も、やはり出てくる可能性はあるのかなとは思っていますので、そういった方々に幅広く対応していただいて、なかなかそういったところを判断するのは難しいところではあると思うんですけれども、猶予というところでは、将来はしっかりとお支払いいただくというところで、肝要な対応をしていただけたらと考えております。

もう一つなんですけれども、比較的新しく開業された個人事業主の方であったりとか、そういった方で、前年度と比較できない、なかなか比較するのが難しい場合は、どのように対応されるのか、教えていただけたらと思います。

○委員長(阿部 智君) 税務部長。

○税務部長 基本的には、前年度の比較ですけれども、例えば、新しく開業された人は、既に半年ぐらいしかまだたっていないという場合は、その部分は鷹揚に考えて、例えば、半年前のときの始めて一、二か月したときの収入がこれだけあったけれども、コロナが発生したことによって、こういう減収が生じたということで、あるいは今後こういう伸びを見ていたけれども、事業を継続されなくて、とても収入が減少してしまうような状況を十分聞き取りまして、その

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

状況を勘案して、猶予としますので、特に新規に始められた方とか、あるいは途中、事業をやめていった方とか、そういう方でも、今回の収入が減少した状況を十分聞き取りしまして、対応いたしたいと思っています。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

そういったところの聞き取りだったりだとかということに、時間であったりだとか、人員とかというのを割かなければいけないというところは確かにあるとは思いますが、そういったところで、しっかりと聞き取りを行って、適切に対応していただくようにしていただけたらと思います。

以上になります。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いします。

今、説明がありましたけれども、徴収猶予条件の柔軟な運用をお願いしたいと思いますが、今の部長の答弁でも、かなり柔軟にやってくれそうな気がするんですが、いかがでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 税務部長。

○税務部長 先ほど申しました、収入の減少の20%は、あくまでも目安でございますので、やはり聞き取りした中で、非常にそのことで事業を継続できない、あるいは生活に困難というものは、20%というものにこだわらず対応したいと思っています。

それから、先ほどちょっと言いましたけれども、書面が十分に出せない場合も、口頭でそれをよしとするというような柔軟な対応もしたいと考えておりますので、相談される方に、ぜひお声かけをいただければと思います。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 1年間猶予であります。収入がなく困難な納税者の対応について、1年過ぎても収入が改善しない場合は、どうするんですか。

○委員長（阿部 智君） 税務部長。

○税務部長 今回の特例制度は、1年という期限を設けておりますけれども、実際には、1年後、状況が変わらず、とても1年後も納められないという方は、通常の特例猶予を継続して受けることができますので、ただ、内容が、今回の特例部分の延滞金ゼロ、あるいは担保なしという部分もございまして、その後、通常の徴収猶予が受けられますので、どうぞ、そのときはまた御相談をいただければと思います。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 必要な場合は、執行停止も必要だと思うんですよ。

せんだって、あるタクシードライバーから電話がありまして、全然稼げないと。もらった給料が何万円だと。10万円いかないんだと。これでどうやって生活するんだと言って、国の雇用調整助成金を何とかしてくれと会社に言ったら、あれは事業主に出すもので、あんたに出すものではないから駄目だよと言われたと。そういう人は、やはり実際にいるんですよ。

そういう本当に厳しい人は、猶予してもらっても全然駄目だよ。そういう点では、やはり執行停止というようなことが必要になってくるんだろうと思うんですよ。重ねてお尋ねしますが、どうですか。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 税務部長。

○税務部長 新型コロナウイルス感染症の影響などというのが一番大きいと思うんですけども、それぞれ十分個々の状況をお聞き取りしまして、勘案した上で、例えば、滞納処分をすることが生活を著しく困窮させてしまうようなおそれがある場合などについては、必要に応じまして徴収停止の適用をしてみたいと考えております。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 特例は、現年度分だと思うんです。しかし、納税者の中には、前年までの滞納とか、いろいろあると思うんですよ。そういうものを、結局、現年度で特例でやってもらっても、前年までのをがんがん責められたら、これは大変ですね。そこは、どうするんですか。

○委員長（阿部 智君） 税務部長。

○税務部長 今回の特例の対象の税金というのは、先ほど御説明しましたとおり、納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの部分に納期限が来るのに限定されております。しかしながら、当然、それ以外の期別に滞納がある方もいらっしゃいますけれども、あくまでもこの期限を要件としていますので、仮に前年、あるいはそのほかの期別に滞納があっても、この期間の市税については特例を受けられるような形になっていますので、決して過去に滞納があったからと、この特例が受けられないというような形の妨げにはなっておりません。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 最初に聞いた、柔軟な運用をとという点で、今の部長の答弁の会議録を職員全員に配りたいなという気持ちです。みんな職員がそういう気持ちでやってくれば、うまくいくのかなという気がするので、徹底をお願いいたします。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第72号・千葉市市税条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[財政局説明員入替え]

### 請願第2号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、請願第2号・市が責任を持ってさつきが丘住民を買い物難民にしないよう措置をとること、および市有地売却に当たっては市民生活優先の原則を厳守することを求める請願を議題といたします。

なお、請願第2号の提出者より意見陳述の申出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施したいと思います。

審査の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 38 分休憩

午前 11 時 43 分開議

○委員長（阿部 智君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。資産経営部長。

○資産経営部長 資産経営部です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の財政局説明資料の最終ページ、12ページをお願いいたします。

そのページの、まず一番下段の参考と書かれたところを御覧ください。

さつきが丘市有地の位置図になります。

所在地は、花見川区さつきが丘一丁目31番3及び4になります。

北側に市道さつきが丘10号線、南側に市道さつきが丘1号線、こちらは遊歩道になっております。その間の敷地になるんですが、左側が建物、それと、先ほど陳述人の方から御説明もありました、現在、スロープ工事を行っている箇所と、記載はございませんが、一部駐車場がございます。それと、右側、赤い線で囲った土地ですが、用地②ということで1,600平米でございます。その上段の用地③につきましては、トップマートの建物に入る進入路と一部の駐車場、また用地④として、別の駐車場として貸付けを行っている部分になります。

上段に戻りまして、1の請願の趣旨ですが、記載のとおりです。

2の経緯と現状です。

(1)の経緯ですが、アとしまして、昭和47年に、公設小売市場が、当該用地①及び②に設置されました。平成11年に、市場民営化に伴い、小売市場協同組合へ用地の一部、用地①について売却し、残りの用地③と④の貸付けを行いました。

イとして、平成29年に、小売市場協同組合所有の土地、建物、用地①の部分ですが、こちらが競売にかかりまして、第三者に売却され、同年、トップマートが購入いたしました。

その下の米印ですが、競売物件情報には、隣接の市有地、用地③について、賃借する場合は、公募貸付で賃借する必要があると、賃借が困難な場合は、北東側、市道から車両出入口造成工事等が必要になる旨の記載がしてございます。また、競売落札業者から市有地の一部又は全部の優先的な売却貸付を求められましたが、公募になる旨を回答しています。

ウとして、平成29年11月に、市有地の一部、用地③についてですが、公募貸付により、トップマートが落札しております。

エとして、平成30年10月に、トップマートから優先売却等の要望を受け、随意契約に該当しないこと、資産価値を最大限高めて処分することから、令和元年6月に市有地全体、用地②の部分になりますが、そちらを一般競争入札で売却する旨を回答しております。その後、トップマートから問合せはなく、令和2年1月31日に一般競争入札を実施し、トップマートは応札はしましたが、落札できず、別の業者が落札しております。

オとして、売却した市有地のうち、通路部分の用地③の一部ですが、落札業者とトップマートとの話し合いにより、令和2年6月30日まで引き続き使用が可能となっております。

(2)の現状ですが、令和2年6月1日に、トップマート店内及び駐車場に、道路拡張工事、

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

6月1日から6月30日のお知らせ看板が設置されました。現在、市道さつきが丘10号線からトップマート敷地内に進入するための道路工事が行われております。

3の本市の考え方ですが、市として、将来的にも利活用が見込めない余剰となった資産については、基本的に売却などを行い、資産総量の縮減を図ることとしており、当該物件について、随意契約に該当しないことから、総合的に判断し、一般競争入札といたしました。

今後、資産の有効的な利用を進めるため、市有地の売却に当たっては、慎重かつ適切に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（阿部 智君） 御質疑等ございましたら、お願いいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） 請願の理由は、さつきが丘住民の多くが買物をしているスーパーマーケット、トップマートへの商品進入路がなくなり、営業ができなくなることにより、住民が買物難民になってしまうと。さつきが丘住民の加盟する町内自治会40地区連協と、トップマートの店頭で集められたスーパー存続の署名は、合計9,543名になり、市長に提出されたと聞いております。3月13日の千葉日報が、融資売却ピンチ、住民死活問題と報道しているのも、私は見ました。

住民にとって、これだけ大きな重要な問題に発展し、2月末から5月末までの3か月間、住民に不安と混乱を与えた原因は、何であったのか。今の陳述にもありましたように、非常に不透明で、住民置き去りだということは、やはりそのとおりでなと思うんですけれども、この原因についてお答えをいただきたい。

○委員長（阿部 智君） 管財課長。

○管財課長 管財課長の石井でございます。よろしくお願いたします。

今、御質問のありました、こちらの市有地の売却によって、地域の方が混乱した原因ということでございますが、千葉市のほうでは、こちらの市有地については、お隣の、もともと市場組合が所有しておりました土地が、平成29年に競売にかけられたというところで、状況が、これまで公設市場であったものが民営化になり、そして、その民営化が競売にかけられて、第三者の方に購入されていくということで、そういった環境が大きく変わってきている中で、市としましても、この市有地については、今後どうすべきかということで、やはり公募でこちらは利活用していく必要があるだろうという、そういった方向性を立てまして、その中で、最終的には、今年、一般競争入札で処分をさせていただいたという経緯でございまして、その中で、住民の方からもいろいろとお問合せはいただきましたが、市としましても、これはトップマートのほうへ随意契約できないのか、そういったお問合せもいただいておりますが、いろいろと市としても検討した結果、それはできないということであって、一般競争入札で処分したという状況でございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。質問方法は、一問一答ですか。

○委員（野本信正君） 私は、全部一問一答です。

どうもありがとうございます。

今、お答えの中で、不透明、住民置き去りということについて答えていないので、それはなかったのかどうなのか、後で答えてもらいたい。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

しかし、6月1日に、トップマートが進入路工事の看板を出し、工事が始まったということでありまして、これは、進入路が塞がれても、トップマートには進入路ができるということになったわけですね。

それから、6月2日に、用地を買収した企業は、ドラッグストアを開業することを明らかにしました。当面の進入路は、遊歩道の一部を利用することになったなど、短期間で事態が大きく動いたようであります。

これで、今までのように住民の買物の場は継続するのかどうか、お尋ねします。

○委員長（阿部 智君） 資産経営部長。

○資産経営部長 トップマートのほうからは、スロープを設置するための道路占用許可申請が6月8日に提出されております。その許可については、6月9日に許可を出しております。

トップマートのほうから伺っているお話としましては、ちょっと昨日天候が悪かったので、実際できたかどうかは分からないんですが、昨日、11日から工事に入って、6月末までに工事を終わらせる予定という形で伺っております。ですので、店舗としては、そのまま継続されると考えております。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） これまでどおりのような買物の場は、継続するということがよろしいんですね。

そういうことになりますと、この請願の1、買い物難民にしないよう措置をとること、この願意はかなえられたということによろしいのかどうか、確認しておきたいんです。

○委員長（阿部 智君） 資産経営部長。

○資産経営部長 先ほど御説明しましたとおり、道路占用許可の手続をしまして、工事に入っております。その工事期間中も、先ほどの資料にございました、さつきが丘1号線、下の遊歩道の部分ですが、暫定的に、工事期間中については、物資の搬入ができるように、こちらをトップマートさんのほうで使っていただいて、物資の搬入をしていただくという措置も取らせていただいておりますので、引き続き店舗のほうは営業が継続できると考えております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） この問題がどうして重大な問題になるのかというと、さつきが丘の3,000戸近い住民や、その他1万人近い人たちが買物する場所がなくなってしまうたら、シルバーカーを引いて、どこへ買物に行けばいいんだというような問題が起こる。さつきが丘を含めた花見川区というのは、こういう中層団地やなんかもたくさんあって、だんだん離れていく人や、生活できなくなっていく人も増えていく。前の増田総務大臣が研究した本のグループの中で、消滅自治体ということで、花見川区がショッキングなスポットライトを浴びてしまったのですよね。そういう原因が、やっぱり買物一つ取ってもあるわけですよ。千葉市が消滅自治体になるようなことをできるだけ避けるために、応援しなければいけないのではないかなと私は思うんです。

ところで、この請願を見ますと、願意の1は、買い物難民にしないよう措置をとる、これは、願意が満たされたのかなと私は思います。

2つ目の、市有地売却に当たっては市民生活優先の原則を遵守することを求めますと書いて



## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

あります。1の買い物難民にしないということについては、住民の皆さんの熱心な努力や、同僚議員の皆さんもいろいろ働きかけをしていただいたようでございます。そのことによって一つは解決したけれども、もう一つの市民生活優先の原則ということなんですけれども、これで行きますと、千葉市は、2018年9月に、商品搬入路の売却についてトップマートに随意契約を持ちかけたが、契約要件に満たないため、市のほうが撤回ししたわけですね。このとき、市は、商品搬入路は必要であると認識して、努力していたんだと思います。

それならば、用地全体を競争入札にするとき、商品搬入路の用地を除いて売却していれば、今回の問題は発生しなかった。なぜそうしなかったのか、お尋ねします。

○委員長（阿部 智君） 資産経営部長。

○資産経営部長 トップマートさんのほうと公募貸付により、搬入路、先ほどの図面でいいますと③番の部分になりますが、そちらのほうを公募貸付けしておりましたが、トップマートさんが、実際、その入札の際も、先ほど説明しましたとおり、あくまでも公募貸付が条件になりますと。そちらが使えなくなる場合につきましては、同敷地内に御自分で工事を行って、進入路を造ってくださいということも、公売情報の中でうたっておりました。

ただ、実際、スーパーがございまして、今後どうするかという検討をする中で、私どもが判断する上で、まず随意契約として、そういった契約ができるかどうか、また、トップマートさんに、検討の中で、そういった御意向があるかどうか、そこをまず確認をした上で、法律的な部門のほうに相談をした結果、随意契約が、これはちょっと方法としてはまずいという結論に至りましたので、あくまでも検討をする中で、トップマートさんに事前に御意向を確認したという行為になりますので、こちらのほうとしては、そういった判断をしております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 進入路を除いて売却する用意はなかったのかと、そういうことを聞いていますけれども、答えられていません。いいです。次へ進みます。

ところで、5月31日、噂の東京マガジンが放映した。これに対して、市長は、同日、ツイッターで、通常の市有地売却と同様に公正に一般競争入札にかけています、こう言っているんです。そして、随意契約等で当該事業者売却することは、市民の財産を特定事業者の便宜のために不当に廉価で売却することになりかねず、市としてはできませんでしたと書いて、どこのスーパーも自分でそういう土地は確保しているんだと発言しています。これらの発言の中には、どこにも、1万人近いさつきが丘住民の、しかも高齢化した人たちを買物難民にしないことに心を寄せ、気を配る言葉が一言もない。冷たい発言だなと、私はこれを見ました。

財政当局は、市長と同じ、さつきが丘住民に冷たい立場なのかどうか、お伺いします。

○委員長（阿部 智君） 資産経営部長。

○資産経営部長 あくまでも市有地は、市内にたくさんあります。その中で、市としての利活用を判断した中で、今回の土地につきましては、市内部として活用の見込みがないという形になります。

そういった中で、実際、店舗としてトップマートさんが、元千葉市が持っていたところを所有されておりますが、基本的には、どこの土地につきましても、こちらの地形的には、市道10号線から高低差がありまして、約1.7メートルございまして、高低差を抜きにしても、通常、

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

道路から皆さん自宅に入るように接道を取るのが通常だと思います。こちらの土地ということではなく、あくまでも市有地として利用見込みがない土地につきましては、一番……

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 ちょっと補足しますけれども、先ほどから出ていますが、我々としては、法的リスクがあるからという形で、正規のルートでやった。そこにトップマートも入ってきた。けれども、トップマートは落札できなかった。その後、千葉市として、どういう対応を取るかというと、当然、事前に一般競争入札をするというのは、連協の会長、自治会長、商店会長にも話をして、トップマートにも話をした上で、一般競争入札をしたわけで、結果として、こういう事態になった。とすると、我々としては、当然、地元の方々に、こういう状況なので、新しい取得者とのつなぎというものを我々はしっかりやっていきますという話をしました。

そういう中で、トップマートの弁護士と我々が話している中では、当然、当初の、先ほどの経緯を御覧いただければ分かりますけれども、スロープを造って対応していただいて、とにかくさつきが丘の住民が困らないようにしてくださいねという形で、間に入った調整は今までやってきました。ということで、さつきが丘の住民に我々が冷たく当たっているという認識は、ございません。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） そのことを聞いただけなんですよ。

それで、市長は、さつきが丘の住民に思いを寄せるようなツイッターは何も言っていないんですよ。公正な入札だと。市の財産を特定の業者に譲るようなことはできないんだ、こういうことを平気で言っている。本当に冷たい市長だなと思います。でも、財政局長は、少し温かいのかな、今の話だと。よく分かりませんが、そう捉えておきたいと思います。

次に、住民は、トップマートの営業を存続してくれと言っているけれども、別に、特定の事業者を言っているのではないですよ。たまたまトップマートがあそこにあるからだけなんですよ。あれがトップでなく、ツーマートでも、どこでもいいんですよ。それを残してくれよと言っているのであって、特定の事業者の利便を守ろうと言っているのではないんだということなんです。

財政局は、やはり市長と同じく、特定の事業者の便宜を求めていると認識しているんですか、住民が。そう思いますか。

○委員長（阿部 智君） 資産経営部長。（野本委員「聞いたことに端的に答えてください」と呼ぶ）

○資産経営部長 要望書を受理する際にも、地元の代表の方々からは、今、野本委員がおっしゃられたような、一企業のことをお願いしているのではなくて、あくまでも買物難民にしないようにしていただく、そういうことを市でできることをやっていただきたいというふうに請願、要望を受けておりますので、そういう認識で対応させていただいております。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。

それで、一般競争入札ということなんです。

その問題なんですよけれども、実は、私もこのことに関わって、現地も見に行きました。なかなかよくはやっているスーパーですね、買物もしやすくして。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

国土交通省のホームページをめくってみました。ここには、まちづくりへの活用を目的とした公有地売却等事例調査という概要が出ておりました。その中で、まちづくりへの活用を目的とした公有地等処分方法の検討、この中で、基本的な考え方として、財産の処分は、最大限の利益を付託者に還元することを基本に実施される必要がある。これが一つ。

それと同時に、売却時に対象地処分価格の最大化を図ることに併せて、広い視点で公共団体や地域に最大限の還元が図られることを目指す必要がある。具体的には、土地利用に対する条件付けや公有地等の売却を契機とした都市基盤整備などがされる場合とか、こういうことが書いてある。いいですか。地域経済の活性化などにより、中長期的な税収、固定資産とか法人税とかが増加する効果も考えなければいけない。要するに、土地を高く売れば、確かにそこでもうかったような気がするけれども、中長期的に考えれば、その土地が有効に活用されて、地域経済の活性化などになれば、市は、まさに中長期的にこれは損をしないんだ、むしろ得をするんだ、お互いの利益になるんだと、こういうことを国交省の研究は言っているわけでありませう。

ですから、そういう点からいうと、一般競争入札で何でもかんでも高く売ればいいんだということが、公有地売却の在り方ではないんだ。このことは認識できませんか。

○委員長（阿部 智君） 資産経営部長。

○資産経営部長 できると判断しております。

○委員長（阿部 智君） 財政局長。

○財政局長 事例としては、当然、大きな土地で、そこを再開発するのか、あるいは民間の力を借りてやるのか、まちづくりの中でいろいろな選択があるわけです。そういう中で、プロポーザル方式という形で、条件付きで、こういう条件でこの土地を取得して開発をしてくれということ自体はあり得ますので、今、委員がおっしゃっていたことというのは、考えられる。そういう認識です。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） この研究の報告をもう少し読んでいきますと、一般競争入札により、できるだけ高い価格で払って成果を還元することが原則であるが、まちづくりの観点で活用や政策的目的で公共の福祉に利用する、必要な土地によって条件をつけることが必要なんだということであって、入札の考え方として、表まで提示してやっているんです。

公有地の選択方式として、まちづくりの視点などを考えれば、一般競争入札や条件付競争入札は、そういう視点がないと。そういう視点があるのは、計画プラス価格の総合評価による売却、総合審査方式などがあると書いてある。

ですから、一般競争入札だけではなくて、やはり総合評価をする入札をして、この土地が、買った人より少し安かったとしても、総合的に判断すると、そのほうが住民の利益も守るし、市の利益も上がる。花見川区が消滅自治体にならないようにするためにも、そういうことは必要なんだ。こういうことが必要だと言われているわけで、一般競争入札は万能ではない。やはり総合審査方式などを取り入れてやらなければいけない場合があるのではないか。花見川区の場合は、まさにそうだったのではないのか、このことをお伺いしたい。

○委員長（阿部 智君） 資産経営部長。もう手短で。

○資産経営部長 考え方としては、そうなんです、当該用地につきましては、面積的にもそこまでの判断をするものではないと考えております。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 面積の多少ではないでしょう。そこを住民が利用しているんですよ。そういう視点がなければ駄目なんです。今の答弁は納得できませんね。

しかも、市長は、ツイッターで、こういうことまで言っているんですよ。うまい解決策を考えるよう間に入る市議もいますが、某政党のように行政批判に使う政治家もいますので、本当に職員がかわいそうです。局長、かわいそうなんですか、あなた方は。かわいそうなのは、住民でしょう。某政党というのは、誰ですか、一体。市長を呼んでください、ここに市長を。

○委員長（阿部 智君） 野本委員、御発言の内容は、局長を超えていますので、簡潔にお願いいたします。

○委員（野本信正君） それで、やはり市長のような、こういう考え方というのは、非常に残念だと思います。やはり市長は、職員だけ、かわいそうだと言って、買物難民になってしまうさつきが丘住民をかわいそうだと言わないんですよ。こんなことがあっていいわけないでしょう。

答えろと言ったって、局長は答えられないね、市長のことは。そうだよ。何も黙っていますか。答えますか。

○委員長（阿部 智君） 野本委員、市長のことは、なかなか難しいと思いますので。

○委員（野本信正君） 駄目ですよ、委員長が止めては駄目。

では、最後に、6月2日に市長は、トップマートが進入路を整備することは、当初より市が解決策として提示していたと述べているが、住民に伝わっていれば、3か月も苦労しないで済んだ。また、落札した隣接地にはウエルシアが進出し、利便性向上が期待されるとつぶやいているわけです。もっと以前から、ツイッターでなく、住民に親切にこういうことを話していれば、混乱や不安は招かなかったのではないのかと私は思います。

そういう点では、市長は、財政当局は、情報公開、説明責任を果たしていない。反省と、住民に謝罪をすべきであると思いますが、いかがですか。

○委員長（阿部 智君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

入札を実施する前には、いろいろとトップマートさんのほうとも相談したりとか、または話を聞きまして、御意見を聞きまして、どういう形がよろしいかということを経験してきてきた経緯がございます。住民の方に対しては、トップマートさんが、まずはどうされるのかというところが、まず第一に、この件には重要になってくると思いますので、そういった中では、トップマートさんも入札に参加されるという方向性がありましたものですので、そういったことを地元のほうには、入札に当たっては、商店街の会長さんにお話ししたりとか、入札の看板を出したりとかいうことで、情報については公表させていただいてきたような次第でございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） いろいろ述べさせていただきましても、やはり公有地の売却という点では、住民の不安を招くような売却をしてはいけないと思うし、いろいろ工夫する必要があります。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

そこで、私は、結論ですけれども、願意である、住民を買物難民にしないよう措置することという点では、解決されたのかな、しようとしているのかな、願意はほぼ満たされたのではないかと思います。

2のことについては、すれ違いがありますけれども、いずれにしても、この願意がほぼ認められたということで、私も、紹介議員としては、請願についての取下げを申請者のほうに願いますので、本会議の採決の前まで継続審査としたらどうでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 継続ということですね。野本委員の意見は、承りました。

では、次、御意見をお願いいたします。川岸委員。

○委員（川岸俊洋君） この問題は、私も関わったのは途中からでございますが、連協の会長さん、あるいは名店街の会長さん等々、いろいろ御相談をいただきながら、当局のほうにも要望書を提出の運びを取る等々、いろいろ対応してきたつもりでございます。

先ほど来より、いきさつの説明がございました。なかなかこのいきさつが分からない、ややこしい部分があるんですが、ちょっとポイントになるのは、ここかなと思うのは、ア、イの次の米印の、競売物件情報には、隣接する市有地を賃借する場合は、公募貸付で賃借する必要がある、賃借が困難な場合は、北東側市道から車両出入口造成工事等が必要になる旨の記載あり。また、競売落札業者から市有地の一部又は全部の優先的な売却、貸付を求められたが、公募になる旨を回答。その次、ウに、市有地の一部を公募貸付によりトップマートが落札と。

ですから、このタイミングから、随意契約で一括して売却というのはないんだという事実はあったというか、いきさつがあったわけですが、それ以降について、そのことについての両者の、トップマートさんが平成29年11月に公募貸付で落札したということから、トップマートさんも、恐らく公募ではないと無理だということでは、ここでは理解はあったはずなんですけれども、その後まで優先売却とか、そういう思惑を引きずってしまったというところが若干問題だったんだろうと。そういう点では、平成29年当時で、ここははっきりと公募の処分ということなんだということを明確にしておかなかったことが、禍根としてあったのではないかなという思いをいたしております。

それにつけても、この問題は、既に皆さん御承知のように、トップマートの商品を搬入する車両の進入路の問題という形で起こったわけですが、既に5月末時点で、トップマートより地域住民の皆さんに、北側の市道からの進入路の工事を6月1日から6月30日の間で行う旨の報告がされており、この時点で、もう解決の道筋が明らかになっております。なぜ6月2日時点でこの請願が提出されたのかという思いもありますが、恐らく地域住民のことを心配してのことと思われそうですが、既に5月末時点で解決の道筋がついていたと。

さらに、入札が実施された土地については、ドラッグストアが進出するという事は、これも、既に地域住民の代表者には説明が行われており、そして、その店舗の駐車場についても、ドラッグストアが専用して使うということじゃなくて、郵便局に行かれる方、銀行に行かれる方、あるいはトップマートに行かれる方が使ってもらっても構いませんよということまで、既に説明がなされていると。こういうことからすれば、これはあくまでも、結果論と言えれば結果論ですが、地域住民の皆さんにとっても、市民生活における利便性が、結果的には高まったという形になるのではないかなと考えます。

よって、そうしたことを踏まえれば、この請願に、このタイミングで採択の必要性はない、

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

このように考えるところであります。

以上。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。段木委員。

○委員（段木和彦君） 先ほど花見川区の御心配をいただきまして、どうもありがとうございました。

実は、この件に関しましては、私も川岸議員と同様、聞いておりました。少し関わってはあったんですが、先ほど陳述人からもお話がありましたように、確かに進入路、搬入路が塞がれるということだったんですが、最初にトップマートさんと契約したときに、いろいろお聞きしたんですけども、そうなったときは、ほかに通路を造ることが契約の中に盛り込まれていたとも聞いております。

今、川岸委員からもお話がありましたように、買物難民ということからいくと、ウエルシアというのもできるし、あと、こちらのさつきが丘には、花見川区の中心になる郵便局もあって、ほかの地域からのお客様を呼び込めるというようなこともございます。

また、花見川区だけではないんですが、千葉市では、今、こうした大きな団地のにぎわいを出していこうという施策も進められておまして、消滅自治体にならないように、しっかりと私たちも力を尽くしてまいりたいと思いますが、今回のこの請願に関しましては、川岸委員からもありましたように、ちょっと遅かったというか、何でこのタイミングなのかなという違和感がございます。

私たちの会派といたしましては、賛成しかねるということになります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。松井委員。

○委員（松井佳代子君） 請願が出てきたということで、近隣の住民の皆様が非常に御心配されて、御懸念されたということも大変よく理解できます。私も3回ほどここを見に行きましたけれども、実際に、トップマートさんのほうの搬入路の工事が順調に進んでいるということと、工事中も実際にスーパーマーケットとしては営業されておりますし、将来的にも、ここがすぐなくなるという、そのような感じは受けませんでしたので、今回、この請願に関しましては、不採択ということでさせていただきます。

ただし、今後、市有地の処分に当たりましては、やはり住民の皆様感情を入れて、慎重にされることを市の当局には求めておきます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

ただいま継続審査を望む御意見がありましたので、まず継続審査とすることについて採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号・市が責任を持ってさつきが丘住民を買い物難民にしないよう措置をとること、および市有地売却に当たっては市民生活優先の原則を厳守することを求める請願を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（阿部 智君） 賛成少数、よって、継続審査は否決されました。

継続審査が否決されましたので、これから結論を出していきたいと思えます。

お諮りいたします。請願第2号・市が責任を持ってさつきが丘住民を買い物難民にしないよう措置をとること、および市有地売却に当たっては市民生活優先の原則を厳守することを求める請願を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成少数、よって、請願第1号は不採択と決しました。

説明員の入替えを行います。財政局は御苦労さまでございました。

[財政局退室、総務局入室]

### 諮問第1号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、諮問第1号・退職手当に関する処分についての審査請求についてを議題といたします。

念のため申し上げます。本諮問は、市長が審査請求の裁決を行うに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。審査に当たりましては、まず当局の説明を聴取し、御質疑等を行っていただいた後に、裁決案に対して異議ない旨の答申をすることの賛否につき、お諮りいたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 諮問第1号・退職手当に関する処分についての審査請求について御説明をいたします。

議案説明資料の13ページをお願いいたします。併せて、諮問書をお願いいたします。

まず、1の諮問の趣旨ですが、市長が請求人に対して、退職手当の全部を不支給とする本件処分を行ったところ、これを不服として、請求人から市長に、行政不服審査法第2条に基づき本件審査請求が提起されました。

そこで、地方自治法の規定に基づきまして、裁決について諮問をするというものでございます。

初めに、審査請求の流れについて御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。17ページを御覧ください。

17ページ、資料1です。行政不服審査法に基づく審査請求制度の概要でございます。

具体的な手続は、2の審査の流れの図でございまして、①の審査請求が提出されますと、②審査庁に所属する職員の中から処分に関与していない者を審理員に指名し、この審理員が、④の請求人及び③の処分庁の主張を踏まえて審査し、⑤審査庁に意見を提出いたします。そして、審理員の意見を基に、審査庁において裁決案を作成し、⑥議会に諮問をいたしまして、⑦御意見をいただいた上で、⑧裁決となります。

審査請求の概要につきましては、以上でございます。

お手数ですが、13ページへお戻りください。

続いて、2の本件審査請求の概要ですが、請求人は、中央区在住で、元市の職員でございます。

処分庁及び審査請求年月日は、記載のとおりでございます。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

次に、(4)の事案の概要ですが、本件は、請求人が、窓口で知り合った市民の依頼に応じ、請求人等名義で使用するかのよう装って携帯電話等の契約をしたこと等により、懲戒免職処分を受けたことを理由として、処分庁が令和元年9月13日付で千葉県職員退職手当支給条例に基づき、退職手当の全部を不支給とする処分を行ったところ、処分を不服として、取消しを求めて提起したものでございます。

次に、3の請求人の主張ですが、本件処分を取り消すとの裁決を求めるとしており、本件の行為は、相手方の言動に恐怖を感じた結果の行為である。相手方からの金銭授受などの行為は一切ない。詐欺容疑として逮捕されてしまったが、現金等を着服する行為や人に危害を加える行為での逮捕ではないし、不起訴処分となったことで釈放された。逮捕された際でなく、不起訴処分になった際も報道されていると主張しております。

14ページをお願いいたします。

これに対し、4の処分庁の主張ですが、審査請求を棄却する旨の裁決を求めておりまして、条例及び国の運用方針に基づき検討を行ったが、退職手当の一部を支給すべき理由は見出し難いことから、本件処分は適法であると主張しております。

これらの当事者の双方の主張を受けまして、5の審理員の意見の要旨ですが、本件審査請求は棄却されるべきであるとしまして、退職手当の全部又は一部を不支給とする処分を行う際に勘案すべき事項のうち、本件非違行為の内容及び程度については、運用方針が定める一部を不支給とする処分にとどめることを検討する場合のいずれにも該当せず、しかも極めて悪質かつ重大なものであることなどから、退職手当の全額を不支給とする処分庁の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いたものであったとは認められないとしております。

この審理員の意見を踏まえまして、審査庁としましては、6ですが、裁決の趣旨として、本件審査請求を棄却することとしております。

次に、7の棄却しようとする理由です。

まず、(1)の認定事実の概要ですが、6点ございます。

1つに、ア、請求人と相手方との関係です。請求人は、平成30年9月中旬以降、相手方と市内飲食店で飲酒を伴う食事等をするようになったこと。

2つに、イ、携帯電話及びタブレット端末の譲渡です。

(ア) 請求人は、平成30年10月から平成31年4月までにかけて、相手方の依頼を受けて、請求人名義で携帯電話7台、タブレット端末3台、請求人の妻名義で携帯電話1台、タブレット端末1台を契約し、いずれも相手方に譲渡をしたこと。

(イ) 令和元年7月20日、請求人は、請求人の妻名義で携帯電話1台及びタブレット端末1台をだまし取った詐欺容疑で警察に逮捕され、同月21日に新聞で広く報道されたこと。

同年8月9日、請求人は不起訴処分、起訴猶予とされ、翌日以降、このことが新聞で報道されたこと。

3つに、ウ、向精神薬の譲渡です。

請求人は、相手方の依頼を受けて、令和元年5月24日、市内医療機関を受診し、向精神薬であるコンサータを処方するよう同医療機関に伝え、処方された向精神薬を相手に譲り渡したこと。

4つに、相手方との金銭授受です。



## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

請求人は、平成30年10月から令和元年5月までにかけ、相手方の依頼を受けて、相手方に計77万円を貸し付け、また平成30年11月から令和元年5月までにかけ、相手方から携帯電話代金として計31万5,000円を受領したこと。

5つに、オ、本件懲戒免職処分です。

これらの事実に基づきまして、令和元年8月23日付で、処分庁は、本件懲戒免職処分を行ったこと。

なお、請求人は、本件審査請求と同日の元年10月11日付で本件懲戒免職処分の取消しを求める審査請求を千葉県人事委員会に提出いたしましたましたが、人事委員会は、令和2年3月4日付で本件懲戒免職処分を承認する旨の裁決をしております。

したがいまして、本件審査請求につきましては、この懲戒免職処分を前提として、退職金の不支給の妥当性について御判断をいただくこととなります。

最後に、カ、本件処分です。

令和元年9月13日付で、本件懲戒免職処分を理由として、処分庁は本件処分を行ったと。

以上が認定した事実でございます。

次に、(2)の法令関係になります。

条例の規定でございますけれども、恐れ入ります。18ページ、資料2を御覧ください。

18ページの資料2の上から2つ目に条例の規定を記載してございます。

条例第10条第1項第1号は、懲戒免職処分を受けて退職した者に対し、退職手当の全部又は一部を不支給とする処分を行うことができると規定しており、処分を行う際に勘案すべき事項を7項目記載してございます。

次に、運用方針でございますが、19ページになります。

運用方針第12条関係は、退職手当の支給制限について定める国の国家公務員退職手当法第12条の運用に関し、全部を不支給とすることを原則とすることや、一部を不支給とすることを検討する場合の勘案事項の例について定めております。

関係法令については、以上でございます。

お手数ですが、15ページにお戻りください。

続きまして、3の判断になります。

(1)で認定した事実、また(2)の関係法令に基づきまして、本件処分を行うに当たって行われた処分庁の判断が妥当であったか否かでございます。

まず、ア、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度でございます。

請求人は、携帯電話等を請求人等の名義で使用するかのように装って契約して、これらを相手方に譲渡し、また、精神科を受診して医師に虚偽の申請をした上で、向精神薬を取得して相手方に譲渡しており、極めて悪質な行為で、強く非難されるべきものであること。

16ページにまいりまして、請求人は、相手方からの金銭授受などは一切ないと主張しておりますが、請求人は、相手方に77万円を貸し付けるなどしており、相手方との間に金銭の授受があったことは明白であること。

また、請求人は、現金等を着服する行為や人に危害を加える行為ではないとも主張しておりますが、この主張は、本件非違行為の態様の悪質性自体に何ら影響を及ぼすものではないこと。

さらに、請求人は、不起訴処分になった旨を主張しておりますが、検察官が請求に対して行

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

った不起訴処分の主文は起訴猶予で、被疑自体が否定されたものではないこと。

これらを踏まえると、請求人が行った非違の内容及び程度は、極めて悪質かつ重大なものであったと言えます。

また、運用方針では、非違の内容及び程度について、退職手当の一部を不支給とすることを検討する場合について定めておりますが、その運用方針が定める場合のいずれにも該当しておりません。

次に、勘案すべき事項の2つ目でありますイの当該非違に至った経緯でございます。

請求人は、自分の意思で本件非違行為を行ったものではないと主張しておりますが、秘密や弱みを握られていたわけではないなどとも主張しております。この主張も踏まえたと、自分の意思でなく本件非違行為を行わざるを得ないほど、請求人の意思が抑圧されていたものと認めることはできません。また、請求人は、いつでも警察や上司、または周囲の職員に相談することは可能な状況でございました。

結局のところ、本件非違行為に至った経緯に、特に酌量すべき情状があるとは言えません。

次に、勘案すべき事項の3つ目でありますウ、当該非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響でございます。

本件非違行為が本市の公務に対する信頼に及ぼす支障の程度は、極めて大きいものであり、逮捕された事実が大きく報じられたことにより、本市の公務に対する信頼が大きく失墜したことは明白で、また、不起訴処分であったことが報道されたことによって、大きく失墜した公務に対する信頼が回復されたものとは到底認められません。

最後に、エの結論でございます。

以上のとおり、本件非違行為の内容及び程度が、運用方針に定める一部を不支給とすることを検討する場合のいずれにも該当せず、その他の運用方針に定める勘案事項及び本件における事情に照らしても、退職手当の全部を不支給とする本件処分を行った処分庁の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いたものであったとは認められません。

したがいまして、本件処分に違法または不当な点は認められないとして、本件審査請求を棄却しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（阿部 智君） 御質疑等ございましたら、お願いたします。秋山委員。

○委員（秋山 陽君） よろしくお願いたします。一問一答でお願いたします。

まず、この請求人の方についてなんですけれども、この方は市役所で働いていたとき、どういった立場の方であったのかを教えてください。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 請求人の非違行為が行われたのは、平成30年なんですけど、このときは区役所の市民総合窓口課の課長補佐でありまして、その後、令和元年には区役所市民センターの所長でありました。残念ながら、本来であれば、請求人は、こうした事案については、管理職の立場ということで、管理監督職として本来正した行為を行わなければならないんですが、残念ながら、組織的な対応が図られなかったという状況でございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

諮問の詳細のところでも先ほど説明はあったんですけども、もう一度確認のため、御質問させていただきますが、本当に脅しであったりだとか、そういったことというのはなかったのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 請求人本人から、繰り返し聞き取りをいたしました。しかしながら、そうした事実がなかった旨を確認しております。相手方の態度や容貌から恐怖を感じてしまい、断ることができず、こうした非違行為をしてしまったという行為ではありました。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） ありがとうございます。

それと、過去のことに関して、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、過去3年間に懲戒処分となった職員の数と、その退職手当の支給状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 過去3年遡りまして、令和元年は7名、平成30年度は5名、平成29年度は3名でございます。いずれも退職手当は全部不支給としてございます。

○委員長（阿部 智君） 秋山委員。

○委員（秋山 陽君） 退職手当全部不支給というところも確認ができました。

今の説明、そして質疑に当たりまして、今回の処分庁の判断は、著しく妥当性を欠いたものであったとは認められないと考えられます。

以上になります。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。野本委員。

○委員（野本信正君） この諮問なんですけれども、まず最初に聞きたいのは、請求人の主張の要旨に、恐怖を感じたとありますけれども、こんなことが市の仕事であるんですかね。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 市役所各部署には、様々な方がお見えになります。中には、大声を出したり、机を叩くなどする方もいると認識はしております。そのような場合には、窓口で対応する職員が1人で抱え込まないように、不当要求行為のマニュアルですとか、そういうものに基づきまして、基本的には組織で対応するということを実施しております。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 相手側からの金銭授受などの行為は一切ないと。本人の主張との違いは、どういうことですか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 本人の主張の意図というのは、明確ではありませんけれども、いずれにしろ、請求人は、相手方の依頼に基づいて金銭を貸し付けたり、携帯電話等の代金名目で現金を受け取っており、金銭授受があったことは明らかであります。また、この内容について、請求人も特に反論はしてございません。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 新聞報道で見られるような事態、タブレット、スマホの詐欺だとか、こういうようなことがなぜまかり通ったのか。現在、こういうことがあるのかどうか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○総務部長 従来、綱紀の保持につきましては、繰り返し注意喚起をしてきております。しかしながら、相手方から、今回は職務外で不当な要求があったということで、上司や警察等に相談せず、個人的に誰にも分からない形で対応してしまったということが原因と考えております。

また、現在は、本件のように職員が窓口で対応した市民と職場外で不適切な関係を持つような事例はないとは認識しております。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 18ページに、地方自治法の説明がございます。行政不服審査の流れ、市議会の議決、これはどんな効力があるんですか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 地方自治法の規定に基づきまして、今回は諮問をするということでありまして。審査庁は、法的には必ずしも議会の意見の拘束されるというものではございませんけれども、民意を反映した議会の意見を尊重した上で裁決を行うということになります。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今後、行政不服審査が棄却された場合に、本人が上告するとすれば、行政裁判ということになるのでしょうか。そういう可能性はあるんですか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 請求人は、今回の裁決に不服があった場合には、行政事件訴訟法の規定に基づきまして、裁決のあったことを知った日から6か月以内に本件の処分の取消しですとか、裁決の取消しを求める訴えを提起することはできます。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 私ども議会は、事の事実を直接知っているわけではないので、総務部の説明を信頼して、可否を問うということなんだと思うんです。その結果、裁判によって、これが逆転になったときなどがあった場合に、議会は、先ほどの説明では、法的には拘束されるものではないけれども、議会の意見を尊重するということなので、議会があなた方の言い分を、そうだろうということで、いいでしょうと可決したときに、それが逆転になったときは議会も問われるんですか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 考え方ですけれども、最終的に判断をするのは処分庁でございます。その際に、我々が把握している事実、内容、それと判断材料、それを今御説明して、それに対しまして議会の御意見をいただいたということですので、仮にですけれども、裁判になって、どういう内容が出るか分かりませんが、もし出た場合については、その部分については、再度こちらのほうで詳しく検証しないといけないとは思っております。

○委員長（阿部 智君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 我々もあなた方の説明を信用し、信頼するしかないと思うんです。そういう点、もしものことがあった場合にどういう責任が問われるのかなということが聞いてみたかったんですが、説明ではよく分かりません。

でも、今までの説明で、この退職金不支給は妥当だと、私自身、今、認識しておりますことを申し上げて、終わります。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。伊藤委員。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（伊藤隆広君） すみません。1問なんですけれども、確認だけ。

本件の基となっております懲戒免職処分については、争いはないということによろしかったでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 総務部長。

○総務部長 先ほどの御説明の中でも出しましたけれども、懲戒免職処分自体については、人事委員会のほうに審査請求を出しております。人事委員会のほうで検討して、これについては、処分庁の判断が正しいということで容認されております。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。松井委員。

○委員（松井佳代子君） 意見だけです。

本件については、懲戒免職処分を承認するという判決が出ておりますし、懲戒免職処分を踏まえて慎重に検討しても、退職手当の一部を支給する理由は見出せないと主張されていることは妥当だと考えますので、本諮問については、裁決案に同意いたします。

ただし、今後、同様の事案が発生しないとは限らないものですから、職場環境の整備を行って、不当な要求については組織的に対応できるような体制を検討いただけますよう求めます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号・退職手当に関する処分についての審査請求について、異議ない旨答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、諮問第1号は異議ない旨答申することに決定されました。

以上で、案件審査を終わります。

説明員の方は、御退室願います。総務局の皆様、御苦労さまでした。

[総務局退室]

## 年間調査テーマについて

○委員長（阿部 智君） 次に、年間調査テーマについて御協議願います。

議長より、本市に多大な影響のあった昨年の台風等による自然災害や新型コロナウイルス感染症などに関する危機管理について、各局それぞれ課題があると考えられることから、各常任委員会の所管事務調査等において調査を行っていただきたい、また、現在、執行部において策定中の新基本計画につきましても、今年度は所管である当委員会において調査いただきたいとの依頼がございました。

正副委員長といたしましては、これらの案件につきまして、閉会中も含め、積極的に調査を実施していきたいと考えております。

以上を踏まえまして、所管事務調査のスケジュール等も含め、年間調査テーマについて御意

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

見を伺いたいと思いますが、年間調査テーマの設定及び今後の進行計画につきましては、今回は正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

なお、テーマの設定等につきましては、後日、委員の皆様へ書面にて御連絡いたします。

なお、正副委員長といたしましては、第1回目の調査を7月中には実施したいと考えております。日程等は、後日調整させていただきますので、委員の皆様へ御協力をお願いいたします。

以上で、総務委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午後0時48分散会